

NO. 個- /

令和 7年 11月 12日
午後 10 時 15分受領

令和7年11月12日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 一
氏名 安井 博幸



一般質問通告書

■種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
□方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	子どもファーストで小学校選択制を
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】 1-1. 小学校に学校選択制導入を 1-2. 校区と行政区の違う場合は保護者の意向優先で	
質問事項 2	歳出における人件費増大への対処を問う
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ 教育長
【質問の要旨】 2-1. 市職員定員適正化計画の策定を 2-2. 機構改革によりシンプルな組織へ 2-3. 人口1万人当り職員数を基準としての職員数の低減を	
質問事項 3	市掲示板のデジタル化を
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ 教育長
【質問の要旨】 アナログの掲示板を市ホームページの掲示板に	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

安井一般質問 2025年12月議会 V2.0

議席番号15番安井博幸です。議長の許可を得ましたので通告に従い一般質問を行います。

1. 子どもファーストで小学校選択制を

1-1. 小学校に学校選択制導入を

近年の異常とも言える猛暑日の増加は、児童の徒歩通学に大きな負担を与えています。この夏開催されたふれあい子ども議会教室に於いても、児童から暑さ対策のスクールバス期間延長を要望する声が上がっていました。この期間延長には予算の増大が伴いますが、市としても出来るだけ子どもたちの要望に添って頂きたいと考えます。

文部科学省からの学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等についての通知によると、この規定に基づき就学校の変更が認められてよい事由として、累次の通知において「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を示しています。具体的にどのような事由について就学校の指定の変更が認められるかは、地域や学校の実情等に応じて、最終的には各市町村教育委員会が判断するものであるということです。つまり文部科学省としても、通学の利便性を理由に通学区の変更を認めていると言えます。

予算処置を伴わずに子どもたちの通学の負担を減らす方法として、私は校区選択制による自由化の検討を提案します。すでに城南小学校区などにおいては、篠山中学と丹南中学を選択できるようになっています。しかし、市内在住の小学校の児童は教育委員会から指定された校区内の小学校へ通うこととされています。これは、地域と共にある小学校という観点から行われている事と拝察します。

しかし児童及び保護者ファーストの視点から、なぜ、居住地より近距離の市立小学校への通学が認められないのでしょうか。原則として小学校から4Km以内の場合、徒歩通学となっていますが、隣接する校区の小学校の方が近い場合には、通学時の児童の体力の負担を軽減できることは明白です。その為にも、校区外でもより近距離の小学校へ通学する事を、市教育委員会として認めるべきではありませんか。

長野県松本市では、隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも短くなる児童生徒で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者は隣接する学校を選べます。

- (1) 指定校までの通学距離が、小学校は1.5Km、中学校は2Kmを超えること
- (2) 受け入れる学校の施設等に支障がないと認められること

松本市では通学区の弾力化により、「自宅から近い学校へ通いたい」という児童・生徒や保護者の声に応えることができるようになりました。保護者や児童の健康や満足度を高めるため我が市でも、子どもファーストで小学校を選択出来るようにすべきでしょう。

ちなみに学校選択制とは、就学校の指定に当たり、あらかじめ保護者の意見を聴取するもので、便宜的に以下のような形態に分類されています。

- (A) 自由選択制：当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
- (B) ブロック選択制：当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
- (C) 隣接区域選択制：従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
- (D) 特認校制：従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
- (E) 特定地域選択制：従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
- (F) その他：(A)～(E)以外

私は、猛暑等による通学時の児童の負担を減らすために、(C) 隣接区域選択制の導入が良いと考え、教育委員会での検討について、教育長の見解をお尋ねします。

1-2. 校区と行政区との違う場合は保護者の意向優先で

市内南西部の栗栖野は、城南小学校区ですが、その児童は古市小学校へ通っています。これは、数十年前に南矢代分校があった頃の名残と言えましょう。9月22日の教育委員会を傍聴していて、数年後に小学生になるお子さんをお持ちの栗栖野在住の保護者が、城南小への就学を希望されている事を知りました。元々、栗栖野は城南小学校区なのですから、市教委としては保護者の希望を認めるべきと考えますが、教育長の見解をお尋ねします。

2. 歳出における人件費増大への対処を問う

2-1. 市職員定員適正化計画の策定を

平成31年度から35年度間は第5次篠山市定員適正化計画を策定されていましたが、それ以降について策定されていません。総務課長によると、令和6年3月に策定された丹波篠山市財政持続的発展計画の中に含まれているから、策定されなかったようです。しかしこの計画の令和5年度策定財政収支見通しによると、令和6年(2024年)の人件費は46億4千万円とされています。これは令和6年度の人件費約55億円と比べ、明らかに過小予測です。将来の財政を考える上での大きな要因の1つが職員人件費です。これでは、財政の持続は難しく発展も無理ではないかと危惧します。

<https://www.city.tambasayama.lg.jp/material/files/group/4/tekiseikakeikaku-5.pdf>

財政持続的発展計画は、市職員定員適正化計画と比べて総括的であり、人件費の管理と定員適正化の方法等については、わずか2ページにわたって記載されているのに過ぎません。さまざまな行政運営を円滑に進行するために、職種や部門ごとに細分化した定数管理を行う事が重要です。財政持続的発展計画のような希望的観測の見通しではなく、より現実的な市職員定員適正化計画を策定すべきと考えますが市長の見解をお尋ねします。

<https://www.city.tambasayama.lg.jp/material/files/group/6/zaiseizokutekikeikaku.pdf>

2-2. 機構改革によりシンプルな組織に

近隣他市と比べ、最近の我が市の部長の数が多いと思われます。例えば丹波市の部長級職員は15人、職員の2.5%です。我が市も、以前は他市並でした。第5次篠山市定員適正化計画のP5表④類似団体職員数(普通会計)との部門別比較によると、部門は、議会、企画・総務、税務、民生、衛生、労働、農林、商工、土木、教育、消防の11部門であり、担当部長数は11人です。平成29年4月1月現在の方が、現状よりも市の組織が随分スッキリしていると感じます。

平成20年(2008年)度の普通会計における人件費は約42億、歳出額約222億円における人件費率は18.9%でした。その当時の7級の部長・次長職員数は23人7.3%でした。平成30年(2018年)度の普通会計における人件費は約35億、歳出額約220億円における人件費率は15.0%でした。その当時の7級の部長・次長職員数は10人3.5%でした。令和3年(2021年)度の普通会計における人件費は約48億、歳出額約235億円における人件費率は20.3%でした。その当時の7級の部長・次長職員数23人、5.1%でした。令和6年(2024年)度の普通会計における人件費は約55億、歳出額約234億円における人件費率は22.7%でした。その当時の7級の部長・次長職員数は25人、5.54%でした。

これらの数字からも、我が市の普通会計における人件費の割合が、近年大きく増えていることが判ります。また、7級の幹部職員数も増えて財政を圧迫しています。以前のように7級職員の割合を適正数に減らす必要があると考えますが、市長の見解をお尋ねします。

表④ 類似団体職員数(普通会計)との部門別比較 (平成29年4月1日現在、単位:人)

部 門 (大部門)	本市 職員数 (a)	単純値比較		修正値比較		
		平均 職員数(b)	超過数 (a)-(b)	平均 職員数(c)	超過数(d) (a)-(c)	超過率(%) (d)/(a)
議 会	5	6	△1	6	△1	△20.0
総務・企画	88	98	△10	110	△22	△25.0
税 務	20	25	△5	25	△5	△25.0
民 生	53	84	△31	111	△58	△109.4
衛 生	34	33	1	62	△28	△82.4
労 働	0	1	△1	2	△2	—
農 林	23	29	△6	33	△10	△43.5
商 工	6	15	△9	16	△10	△166.7
土 木	21	34	△13	40	△19	△90.5
一般行政部門 計	250	327	△77	405	△155	△62.0
教 育	84	62	22	87	△3	△3.6
消 防	65	35	30	81	△16	△24.6
普通会計 計	399	424	△25	573	△174	△43.6

2-3. 人口1万人当り職員数を基準としての職員数の低減を

自治体職員数を考える指標に、人口1万人当り職員数があります。平成12年度は125.1人でしたが、その後削減に取り組まれ平成25年度には91.5人、その後人口が減ったものの幼保職の増加で平成30年度に97.3人に。我が市の人口減少は止まらず、令和5年度の人口1万人当り職員数は116.3人まで増加しています。これは酒井市長が就任された頃の状況に戻つつあるように思えてなりません。職員の働き方改革を進めながら、行財政改革の手を緩めてはならないと考えますが、市長の見解を伺います。

3. 市掲示板のデジタル化を

市役所本庁舎や各支所に掲示板が設置されていますが、立ち止まって読んでいる人の姿を見かけたことを、私は一度もありません。



行政改革の点から、このような広報掲示板を廃止し、市ホームページでの広報とすべきでしょう。その為には、関連する条例改正も必要なので、実施に向けて肅々と対応して頂きたいと考えますが、市長の見解をお尋ねします。

以上で、この場での一般質問を終えます。

(金崎 議員 通告書 5 枚のうち、 / 枚目)

NO. 個-2

令和 7 年 11 月 13 日
午後 0 時 48 分受領

令和 7 年 11 月 13 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 -

氏名 金崎 美和



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	更なる芸術のまち 丹波篠山「芸術士制度」の導入へ
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長

【質問の要旨】

丹波篠山市は、豊かな自然環境と深い歴史に生まれ、魅力あふれる数々の芸術が生まれてきたまちです。平成27年には、暮らしの中にある文化や産業を地域づくりに活かしてきたことが評価され、「ユネスコ創造都市ネットワーク」のクラフト&フォークアート都市として認定されました。芸術家の中には、丹波篠山市の豊かな自然の中での製作活動を目的とし、移り住んでこられる方もあるような状況で、市内各地で魅力ある数々の「アート」が生まれつつけています。

丹波篠山市の魅力ある「アート」の一例として、「丹波焼」や「王地山焼」、また「モノづくり」に携わる作家同士が交流する「クラフトヴィレッジ」、市民とアーティストが共同開催する「まちなみアートフェスティバル」、市民交流を深めながら活動している「芸術家族」などがあります。

令和7年9月12日から14日にかけて、「ユネスコ創造都市ネットワーク」の国際会議が丹波篠山市で開催されました。クラフト&フォークアート部門に認定された世界各地の都市が集い、文化、教育、地域づくりについての意

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

見交換や事例発表が行われ、その中の1つの事例である香川県高松市で取り組んでおられる「芸術士派遣制度」に深く感銘を受けました。「芸術士派遣制度」とは、様々な芸術分野に高い知識を有する「芸術士」を保育所・こども園・幼稚園へ派遣する取り組みで、高松市では平成21年秋から実施されています。芸術士は、月2日程度、各施設に出向き、日々の保育の中で保育士・幼稚園教諭と連携しながら、子どもたちと絵画や造形など様々な表現活動を行っています。その中で芸術士は、子どもたちが自由に表現する手助け等を行うことで、子どもが持っている感性や創造力を伸ばしていきけるように、専門性を生かしたかかわりや助言が行われています。高松市では、16年以上にわたりこの事業を継続されており、教育と文化を結ぶ地域政策として高く評価され、総務省のホームページでも、「子どもたちの自主的な創作活動、表現力を育むきっかけになり、子どもたちがますます活気に満ち溢れている。子どもたちが自己を表現する喜びを知り、また、お互いを認め合える関係づくりができています。また、保育士にとっても、芸術士と一緒に表現活動を行うことにより、新たな保育技術の学びとなる」と紹介されています。

その取り組みを聞いた後、「アートとともに暮らすまちづくり」を勉強するため、先進地である香川県小豆島町を視察いたしました。小豆島町では、「アート」を観光イベントにとどめず、住民とアーティストが協働し、教育や地域活動、生活の中に芸術を根づかせており、まさに「アートとともに暮らすまちづくり」を実現されていることを学ぶことができました。

丹波篠山市には、陶芸家の職人、クラフトヴィレッジの作家、芸術家族の皆さんなど地域に根づいた多くのアーティストがおられます。子どもたちが、地域の芸術家から直接学び、ものづくりや表現の楽しさを体験することによって、地域への愛着を育むことができることに加え、創造的な人材を育成できるのではないかと考えます。これらの多様な団体と協働し、子どもたちに本物の「アート」に触れることができる仕組み「芸術士派遣制度」を構築してはどうでしょうか。本物の「アート」に触れることで、子どもたちの創造的な視野を広げ、自己表現の手法を多様化させることにつなげると期待でき、未来を生き抜くための力にもなりうるのではないかと考えますので、「芸術士派遣制度」導入についての見解を伺います。

丹波篠山には歴史の深い陶芸、クラフトヴィレッジという現代の創造力と移住者のエネルギー、芸術家族という地域芸術の温もり、そしてまちなみを舞台にしたアートフェスティバルがあり、その他ここでは紹介しきれませんが、各

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

種芸術に携わる市民の方が多くおられます。

これらを芸術、教育、地域づくりの中でつなぐことにより、「クラフト&フォークアートのまち丹波篠山」が今後も継続し実施できるものと考えます。

芸術士派遣制度の導入をその第一歩として、地域で活躍されている芸術家とともに、子どもたちの感性と未来を育む仕組みづくりを押し進めていただきたいと考えますが、見解を伺います。

質問事項 2

地域猫活動を通じた「人と動物が共生するまちづくり」

指定答弁者

市長 ・ 教育長

【質問の要旨】

犬や猫の中には家族の一員として幸せな一生を過ごすものもいれば、引き取り手が見つからず殺処分される命もあります。これは、全国的な課題で、背景には飼い主の生活困窮や心身の不調、高齢化など複雑な要因が絡みます。

特に猫は繁殖力が高く、1組の猫から1年で約65匹に増える可能性があると言われているため、不妊、去勢手術をせず放置すれば急増することは避けて通れません。

こうした現状を踏まえ、動物の大切な「命」を守るために、丹波篠山市として前向きに取り組むべき問題であると考えます。

丹波篠山市において、飼い主のいない猫によるふん尿被害、鳴き声、餌やりトラブルなどの課題が各地で生じています。飼い主のいない猫は、「野良猫」と「地域猫」の2種類に分類されていますが、丹波篠山市のホームページに記載されている定義によると、「野良猫」は、特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫、「地域猫」とは特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域住民により適正に管理されている猫と定義されています。

丹波篠山市では地域猫活動推進事業として不妊・去勢手術の助成制度を実施されていますが、実績を見ると野良猫に対する不妊・去勢手術費用の助成については複数件の交付実績がありますが、地域猫に対する交付実績は要綱が施行された令和3年4月から1件もありません。

残念ながら、「地域猫」が丹波篠山市には存在していないという結果として見て取れ、「地域猫」に対する市民の理解促進や「野良猫」の現状把握など改善が求められる点も多いと感じています。

他の自治体や民間団体では、「野良猫」「地域猫」への対策で成果を上げている取り組みがあります。奈良市では、「保護犬」、「保護猫」譲渡会の拡大に向けた様々な取組みを推進されており、行政、市民、民間事業者、動物愛護団体等が協働する体制を構築され「犬猫の殺処分ゼロ」を6年連続で達成されていま

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

す。

また、京都市では「まちねこ活動支援事業」により、地域住民グループの登録制を導入し、手術費用の無償化や地域合意の支援を進めておられます。

NPO「ねこだすけ」では、TNR（つかまえる・手術する・もとの場所にもどす）活動と、住民合意を基本とした地域猫モデルを全国で展開し、地域のトラブルの減少や住民意識の向上に成果を上げられています。

これらの事例を参考に、以下の項目を提案し質問いたします。

(1) 地域猫活動団体の登録制度の普及と推進について

前述しましたが、丹波篠山市の地域猫活動推進事業は「野良猫」に対する交付実績はあるものの、「地域猫」に対する実績が0匹となっています。しかし、飼い主のいない猫のトラブルを解決するには、地域の理解と協力が必要不可欠です。

まずは「地域猫活動」という活動があることを市民に広く周知、啓発することが重要と考えます。

また、丹波篠山市には、TNR活動を行う団体や保護犬、猫についての活動している民間団体があります。そういった活動をしてきている民間団体と協働し、地域の野良猫問題や、地域猫活動についての相談会や保護猫譲渡会を定期的実施してはいかがでしょうか。

(2) モニタリングとデータの「見える化」について

「地域猫活動」を効果的に進めるためには、現状の「見える化」と継続的なモニタリング体制の構築が重要です。前述したNPO「ねこだすけ」が実施している「地域猫マップ」のように、地域ごとの猫頭数、苦情件数などを可視化する仕組みを導入してはいかがでしょうか。

そのためには、自治会単位で飼い主のいない猫に関する情報を定期的に収集し、地域住民の協力を得ながらデータを更新する必要があります。データの蓄積と共有により、繁殖抑制や環境改善の効果を客観的に把握することで効果的な対策へと繋げることができるのではないかと考えます。

また、野良猫問題は適切な取り組みを継続すれば、約5年程度で解決が見込まれるとも言われています。5年間で1つの目標期間として、モニタリングの結果を踏まえながら段階的に改善を進める体制を構築してはと考えますが、見解を伺います。

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

(金崎 議員 通告書 5 枚のうち、5 枚目)

(3) 持続可能な支援体制について

奈良市では「犬猫殺処分ゼロプロジェクト」として、ふるさと納税を活用した支援を実施しています。丹波篠山市でも同様に、寄附や協賛による活動資金確保の仕組みを導入してはいかがでしょうか。

「地域猫活動」は「猫」の問題、動物愛護の目的だけではなく、「地域の環境問題」と「命の教育」にも関連しています。人と動物が共生するやさしい地域社会を目指し、奈良市・京都市・NPO「ねこだすけ」のような官民連携モデルを参考にして、「人と動物が共生するまちづくり」を目指した地域猫政策を実現すべきと考えますが、見解を伺います。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

NO. 15 - 3

令和 7 年 11 月 14 日
午前 10 時 13 分受領

令和 7 年 11 月 14 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏 名 岡 圭子



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	ユニバーサルツーリズムの現状と市内温浴施設の環境整備について
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市 長 ・ 教育長
【質問の要旨】 丹波篠山市は令和6年度に兵庫県の「ユニバーサルツーリズム推進地域」に決定され、現在がその取り組みの2年目となります。丹波篠山市の他には城崎温泉地区と湯村温泉地区が兵庫県のモデル地区となっています。 ユニバーサルツーリズムとは、高齢や障がい等の有無にかかわらず、すべての人が安心して楽しめる旅行を指します。 現在、城下町周辺においては、「丹波篠山市ユニバーサルツーリズム協議会」を中心に市や関係団体において、トイレ改修など様々な事業展開をされています。 おもてなし研修会では、接遇やホスピタリティを学ぶ機会や車椅子乗車体験などが開催され、「心からのおもてなし」の大切さについて学ばれていました。 本事業については、市内全域が対象となっており、順次ユニバーサルツーリズムに合致するような整備等を行っていただいておりますが、市内の他の誘客施設にもユニバーサルツーリズムによる取り組みを広げていく必要があると考えます。	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

市外の施設にはなりますが、ご紹介しますと、兵庫県養父市にある「とがやま温泉天女の湯」の日帰り温泉の中にはケア浴場があり、車椅子のままお湯につかれる電動リフト・入浴用シート付きの車椅子・収納脱衣用ベッド等が備えられています。こちらの施設では予約を受けると、入浴介助の専門の方が対応されるようになっており、温泉に入りづらかった方も安心して入浴いただける施設となっています。さらにご家族も同じ浴室に入ることができるため、介護が必要な方も介護者も安心して一緒に楽しめる施設となっています。

担当の方にお聞きすると、遠方からも来られていて、1時間ごとに予約で埋まることもあり、別途費用はかかりますが、それだけ価値のあるサービスだと考えます。

丹波篠山市では、令和8年には「こんだ温泉ぬくもりの郷」の名称で、初めて道の駅のオープンや王地山公園ささやま荘をリニューアルして、民間業者によるホテルの開業が令和10年の春以降に予定されており、今後更に県内外よりますます多くの方が丹波篠山市を訪れてもらえることが期待でき、ユニバーサルツーリズムへの取り組みは大変重要と考え、次の事項について見解を伺います。

1. 丹波篠山市のユニバーサルツーリズムの取り組みについての現状と今後の計画をお聞かせください。
2. 市内の民間施設も含む、温浴施設におけるバリアフリー対応や介助者支援の現状についてお聞かせください。
3. 高齢者や障がい者で入浴に不安のある方が介護者等にも安心して利用できる市内民間施設も含む温浴施設環境整備の必要性について、どのように考えているのか見解を伺います。
4. ユニバーサルツーリズムを広げていく中で、心のおもてなしに加え、介助が必要な方や介護者も安心して利用できる温浴施設の受け入れ体制整備が必要と考えます。そこで、まず、市が管理する施設からと考え、道の駅整備が進むこのタイミングで、こんだ薬師温泉ぬくもりの郷を、ユニバーサルツーリズムに取り組む先進事例とし、「休憩・入浴拠点」として位置付け、オープニングに入浴介助付き浴槽の整備を完了するには厳しい状況ではあると思いますが、医療、福祉の専門家の意見を反映しながら、段

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(岡 議員 通告書 3 枚のうち、3 枚目)

階的に全ての人々が安心して楽しめるような受け入れ体制の環境整備について検討してはどうかと考えますが、見解を伺います。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(原田 議員 通告書 4 枚のうち、1 枚目)

NO. 個-4

令和7年11月14日
午後 2 時 30 分受領

令和7年11月14日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 一

氏名 原田 豊彦



一般質問通告書

<input checked="" type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	丹波篠山市の「ふるさと納税」を次のステージへ
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ 教育長
【質問の要旨】 「ふるさと納税」は元来、「納税者がふるさとを思う市町村に納税をすることによってその自治体を支えていく」という制度であったものを、いつの間にか良い返礼品の競争になって、財源確保のために自治体はその返礼品競争の中に入って行っているという状況が好ましくないとの考えから、以前は丹波篠山市はそんなに力を入れていなかったと聞き及んでおります。 しかし、加西市 59 億円、亀岡市 42 億円と近隣市町が大きな財源をふるさと納税で確保している状況の中、令和 4 年度からは「ふるさと納税推進室」を設置するなどして注力されて来ました。 令和 5 年度にはふるさと納税業務を担う中間事業者をキクヤ株式会社に変更し、新たな返礼品開発にも取り組んで来たことで、着実に実績を伸ばしておられますが、最終目標額は定められているのでしょうか。そして、得られた財源の使い道は決められているのでしょうか。これらを明確にする中で、行政と事業者そして市民が連携して、「ふるさと納税」を次のステージに向かう必要があると考えますが、先ずこの点について見解を伺います。 今年の弥生会議において青藍会の代表質問で小嶋会長は、「ふるさと納税で 6	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

億 5 千万円って本気なのですか」との思いも含めて、ふるさと納税の振興策について、質問なり提案をいたしました。下記の項目について、その後の進捗状況等を確認させていただきます。

- ① 返礼品の強化商品として「日本酒」を挙げておられました。完成はしたのでしょうか、また、「黒豆ようかん」「黒豆大福」なども候補に挙がっていましたが、商品化の進捗状況と売れ行き（人気度）などについてお聞かせください。
- ② ポータルサイト運営業者等からの情報を基にした「人気返礼品調査」の結果は出たのでしょうか、その結果に対する取り組みなどお聞かせください。
- ③ 現地決済型ふるさと納税として導入された「ペイペイ商品券」の活用状況についてお聞かせください。
- ④ 市内飲食店の利用促進を図るため、返礼品としてお食事券を提供するシステムは完備しましたか。その運用についてはどのような状況でしょうか。
- ⑤ これらの改善策以外に、丹波篠山市独自の取り組み計画や利用促進計画等があればお聞かせください。

我々青藍会のメンバー6人は、10月23日、宮崎県都城市の「都城市ふるさと納税振興協議会」を訪ねました。もちろん目的は、全国一位の実績を持つ都城市の成功事例を学び、本市のふるさと納税の躍進に寄与できないものかというものです。

青藍会が都城市に伺う1週間前に、企画総務部創造都市課の皆様から事前研修で「本市のふるさと納税の現状と課題」更には「都城市への質問事項」まで聞かせていただいたお陰で、充実した研修が受けられたことに対しまして、先ずはお礼を申し上げます。

宮崎県都城市は人口16万人、四方を山に囲まれた盆地で豊富な地下水に恵まれ、古くから農業が盛んで「畜産のまち」としても有名で、農業産出額は5年連続で日本一を達成しています。きれいな水を活かした焼酎造りが盛んで、「黒霧島」を製造する霧島酒造は、鹿児島県の企業かと勘違いしている方も多いようですが都城市に立地しています。さらに、和弓や木刀の生産量も日本一を誇っています。

そのような都城市ですが、平成24年に就任した池田市長は市の知名度の低さを痛感したことをきっかけに、国の地方創生の流れの中で、他の自治体との差別化を図るため「ふるさと納税制度」に着目し、特に全国的な知名度があった「お肉」と「焼酎」を返礼品として活用し、都城市をPRするというコンセ

プトを基にトップダウンで戦略に着手しました。

結果として、この戦略が功を奏して「ふるさと納税額」で5回日本一を達成しています。

研修先の「都城市ふるさと納税振興協議会」は、2016年(平成28年)に設立された、約170の地元業者で構成された団体で、市の予算に頼らず事業者自体が資金を出し合い、ふるさと納税を核にした地域振興活動をスピーディーかつ柔軟に展開しています。

設立の経緯としては、市が手掛けるふるさと納税をPRするための広告宣伝費は効果が見えにくく予算確保も大変で、事業者側が自ら資金を出し合って推進していこうという機運が高まり、協議会が設立されました。

市の補助金は受けず、会員事業者がふるさと納税の委託料の2%を毎月拠出することで運営し、現在の予算規模は約8億1千万円にのぼり、公費が入らないため、迅速な意思決定が可能とのことでした。

特に意欲の高い40人からなる「幹事会」を毎月開催し、研修会や広報戦略の検討を行い、個々には自らの返礼品開発やその価格設定に熱心に研究を重ねられておりました。その原動力は地域に貢献できるという「都城愛」が前向きな行動を生んでいるとのことには感動いたしました。

視察に対応いただいた小園幹事長は「ばあちゃん本舗」という生鮮品や加工食品を扱う事業をされ、副幹事長の平岩さんは30代で和洋菓子店を営まれており、都城市のふるさと納税を牽引する「宮崎牛」と「焼酎」とはちがう業界の方が組織を代表されていることも印象的でした。

これは、強い返礼品だけで勝負するのではなく、市内の商工業者が連携してしっかりと裾野を広げることで、大きな力が発揮できているという理想的な構図ではないでしょうか。

この後、現地視察に伺った宮崎牛の卸を営む榊野上食品の野上社長は「市や協議会は、いつもめんどくさいことばかり言って来るので迷惑しています。」と話されながら、東京ビッグサイトで開催された「楽天ふるさと納税祭」への出展協力や、ふるさと納税の市民向けPR事業にローストビーフを無償提供しているとのことをお話を伺う中で、市と協議会そして業者さんの一体感を感じました。

今回の研修で丹波篠山市の取り組みに比べ先進的に感じたのは、市民に対して「ふるさと納税」の理解を得ようと努力されているところです。更に、都城市の事業者は「都城愛」を絆に、結束し営業努力されている点にも違いを感じました。

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

そこで次の通り、提案及び質問をさせていただきます。

- ① 都城市と丹波篠山市とは取り組みの時期など様々な事情は違いますが、本市でも都城市のような協議会組織を地域の経済団体である商工会やJAに呼びかける中で、設立を検討すべきではないかと考えますが見解を伺います。
- ② 寄附金が地域課題解決にどう結びついたかを、寄附者や市民そして関係事業者にも明確に示す必要があります。「ふるさと納税でこんな成果が生まれたよ」といった情報を発信し、市民に理解を得ることで、関係事業者のやる気喚起にもつながりますので、イベントの開催やSNS発信、動画コンテンツ等で周知することが必要ではないかと思いますが、見解を伺います。
- ③ 近年、茨城県つくば市の「つくばマラソン」、泉佐野市の「泉州国際マラソン大会」、近くでは三木市の「みっきいふれあいマラソン」など、参加登録料をふるさと納税で対応するシステムを取り入れている事例があります。本市でも、丹波篠山ABCマラソン参加者の殆どは市外在住者であることなどから、丹波篠山ABCマラソン参加登録権を返礼品にしてはと思いますが、見解を伺います。
- ④ 返礼品競争が成熟化する中で、物品提供だけでは差別化が難しくなっており、「現地で使える」「地域に行きたくなる」「体験を伴う」返礼品が注目されています。地域資源（「里山」「林業」「伝統建築」「農産物ブランド」など）を返礼品に活かし、例えば参加型の「森づくり体験＋返礼品セット」とか「地域の文化体験＋宿泊券」などを更に充実させてはと考えますが、見解を伺います。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

NO. 個-5

令和 7 年 11 月 14 日
午後 5 時 00 分受領

令和 7 年 11 月 14 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 隅田 雅春



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	クマによる人身被害を防ぐために
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】 クマによる人身被害が全国各地で相次いでおり、テレビのニュースでクマによる被害を聞かない日はないような状況で、クマ被害による死者数が過去最悪の 12 人となっています。(令和7年 10 月 30 日現在) その中でも、秋田県は異常事態として、自衛隊派遣を要請される深刻な事態となっていることに加え、政府も人の生活圏に侵入したクマを迅速に駆除するための対策を協議するため、関係閣僚会議を開催されています。 最近のクマによる人身被害にあう場所は、登山やキノコ採りで山に入った際の山間部での被害だけではなく、人の生活圏での被害も散見されるような状況で、今まで考えてこられていたクマの行動とは異なってきています。 人の生活圏へのクマの出没の増加要因として、木の実の凶作などによる山の中の餌不足によってクマが行動範囲を広げていることが考えられることに加え、人口減少や耕作放棄地や手入れされなくなった農地などが増加するなど、人間の生活圏にクマが近づきやすい状況ができていることが要因であると考えられています。	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

令和7年9月に開催された「兵庫県ツキノワグマ対策連絡会議」における資料によると、兵庫県内では、ドングリなどの堅果類は豊作と判定されており、大凶作であった令和6年度に比べ、ツキノワグマの出没は少なくなる可能性が高いと分析されています。

また、県森林動物研究センターの横山研究部長が丹波市環境審議会における講演会で、東日本で相次ぐツキノワグマによる被害について講話されている記事が丹波新聞(令和7年11月6日)に掲載されています。その記事の一部では、『山の餌不足に端を発しているものの、「個体数が増えている管理をしてこなかった」「クマは人里においしいものがあると2年前に学習した」などと、問題の背景を解説した。個体数管理をしている兵庫を含む西日本は「闇雲に怖がる必要はない」と述べた。』とあります。

丹波篠山市では、有害鳥獣の日撃情報があると、広く市民にSNSを通して発信されており、ツキノワグマの出没情報は令和5年度7件、令和6年度16件、令和7年度は11月4日時点で18件となっており、年々増加傾向にあることが見て取れます。

また、令和7年度は、市山や渋谷、味間南、和田などの住宅エリアや平地でも出没情報が寄せられています。

そのお知らせの中では、クマに対する基礎知識として「本来、クマは人を恐れる動物で、クマから進んで人を襲うことはありません。ただし、ぼったり出会うなどすると『自分(クマ自身)の身を守るために攻撃してくることがあり、その場合は大変危険です。』」と周知されているところです。

丹波篠山市では、幸いなことにクマによる人への被害情報は現時点ではありませんが、全国各地で起こっている状況や丹波篠山市での目撃情報が増加している現状を鑑みると、県でクマの頭数管理をしているとはいえ、今まで以上にクマへの備えを市、市民が行う必要があるのではないかと考えます。

また、全国各地でのクマ出没状況などを鑑みても、クマの行動範囲等に変化が起こっているのは明らかで、入山する際への備えだけではなく、私たちが日常生活を過ごす中での対策を講じる必要があると考えます。

① 緊急銃猟について

環境省では、全国でクマの出没や人身被害が相次いでいることを踏まえ、対応する自治体職員の確保や育成の支援を強化する方針を固め、クマを含む「指定管理鳥獣」の対策費用として2026年度予算概算要求に約37億円計上するとされています。

また、令和7年9月1日施行された改正鳥獣保護管理法では、市街地に出没し

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

たクマを捕獲するため、市町村の判断で発砲が可能となりました。今までは、住宅密集地での銃の使用は原則禁止となっており、危険が差し迫って警察官が命令を出した場合に限って認められていましたが、判断の遅れで発砲のタイミングを逃す事例もあったことから、市から委託を受けたハンターによる捕獲を行えるようにされました。クマのほか、イノシシも「危険鳥獣」と定義され、発砲の対象となっています。発砲できる条件として、①使用についてクマが人の生活圏に侵入していること、②緊急性が認められること、③猟銃以外での捕獲が困難なこと、④人に弾丸が到達する恐れがないことの4つが満たされると猟銃を使用するかどうか市で判断できるようになっています。

丹波篠山市の鳥獣被害防止計画(計画期間:令和5年度から令和7年度)における枠組みを活用されるのではないかと考えますが、緊急銃猟を行う備えとしてどのように体制を整えようとしているのか、下記の7項目について見解を伺います。

1. 緊急銃猟を行う判断をどのように行おうと考えられているのか、また行動マニュアルの作成は
2. 人口減少、高齢化社会におけるハンターの確保について

鳥獣被害防止計画では、「有害捕獲の実施」について丹波篠山市鳥獣被害対策実施隊(準公務員)に依頼されることとなっていますが、クマへの緊急銃猟についても同様に行おうと考えておられるのか。

実施隊員の高齢化なども計画内で課題として取り上げられていますが、捕獲体制の維持に向けた取り組みについてどのように考えられているのでしょうか。

今後の持続可能な体制構築に向けての手法の一つとして、長野県小諸市で取り入れている野生動物に対応する専門職「ガバメントハンター」の導入について、市において検討してはどうかと考えますが、見解をお聞きます。(財源は環境省の指定管理鳥獣対策事業費などの活用ができるのではないかと考えます。)

導入メリットとして、捕獲までの流れが今以上にスムーズになると考えられます。現行の体制では、命令は森づくり課長である隊長から副隊長である猟友会会長、各支部長に指示がなされ、その後、各隊員が捕獲活動を行うといった流れになっており、実際の駆除までにはある一定の時間がかかることとなります。ガバメントハンターが隊長であれば、現場での判断も迅速になるとともに、猟友会にお願いしている実施隊の負担軽減につながることに期待が持てます。

野生動物対応の専門職としての雇用となるため、人事異動が発生せず、

専門性が更に高められることに加え、他の職員等の指導もできるため、人材育成の課題にも対応できると考えますが、いかがでしょうか。

3. ハンターがクマに反撃を受けた場合の補償について

クマによる被害は、引っかき傷や浅い咬み傷にとどまることもありますが、命に関わるような重症や、深刻な後遺症が残るケースも少なくないと言われています。ハンター保険に加入されると思いますが、市民の安全を守るために対応し、万が一被害にあわれた方に対して、どのような補償を行おうと検討しているのでしょうか。

4. 緊急銃猟を行うハンター等に対する訓練について

緊急銃猟は、市街地においてなされるものであることから、複数の関係者(警察、地域住民、市、県、ハンター)の連携が不可欠であると考えます。有事の際への備えとして、関係機関との訓練等を行うことが有益であると考えますが、いかがでしょうか。

5. 銃弾が民家等に当たった場合の対応(補償含む)についてはいかがでしょうか。

6. 緊急銃猟せざるを得ない出没場所周辺に住んでいる住民の避難誘導についての考え方をお聞かせください。

7. 担当職員の育成体制について

自治体の職員には、人事異動がありますが、専門的な知識のある職員の確保は必要と考えます。今後どのように確保、育成されようと考えておられるのでしょうか。

② 市民への啓発について

次に、クマへの備えとして、市民の「行動指針」が必要と考えます。山に入る際の注意喚起はホームページやSNS等でなされていますが、人間の暮らすエリアに入ってきた際にとるべき対応、命を守るための行動を具体的に周知すべきであると昨今のクマの行動を考えると感じます。学校や自治会を通じて子どもから高齢者まで理解できるよう、冊子での啓発やクマの出没を想定した避難訓練、講習会などの開催が必要であると考えますが、見解を伺います。

③ ベアドッグの育成について

また、サル対策でおこなっているようなモンキードックならぬ、ベアドッグの育成も必要な対策の1つとして導入してはどうかと考えますが、見解を伺います。

④ 柿・栗など放任果樹の除去について

クマは学習能力が高い動物で、1日の大半を食べることに費やすため効率的に食べ物を得られる環境を日常的に学ぶといわれており、エサ場として認識されてしまうと食べ物がある限り、出没すると言われていています。

丹波篠山市では、「ニホンザル」への対策として、放任果樹(柿)の有効活用を行っていますが、この通告書を作成している現在でも、市内にはまだまだたくさんの柿が残っているのが現状です。今はクマの被害が出ていない状況ですが、この地をクマのエサ場とさせないような手法を今後のためにも導入しておく必要があるのではないかと考えます。

新潟県三条市では、不要な柿や栗の処分を受け入れるなどの取り組みが行われています。丹波篠山市でも、不要な柿や栗を回収してはどうでしょうか。回収した果樹については、サル対策でおこなっている柿スイーツなどの食品利用に加え、飲食業組合等と連携した活用、また家畜などのエサにするような仕組みの体制ができるとSDGsの観点からも、非常に有益ではないかと考えますが、見解を伺います。

また、前段で述べた丹波市環境審議会の講演の記事でも、『柿はクマを誘因する。食べないなら伐採を。と促した。目立った被害が生じておらず、柿が目につきやすい今年対処することが、クマ被害防止になると説いた』とあります。柿の活用が難しいのであれば、不要な柿の木の伐採について更なる周知、啓発を行い市民の協力を得る必要があるのではないのでしょうか。

丹波篠山市の有害鳥獣対策は、平成29年度鳥獣害被害対策優良活動表彰において農林水産大臣賞を受賞するほどの誇れる対策です。

しかしながら、社会の環境変化に伴う野生動物の行動変容が出てきている今、時代にあった対策へと進化させていき、野生動物との共生、また、市民が安心安全に暮らせるよう、県、市、市民などと共に協力しあいながら更に進めていく必要があると考え、今回の質問といたします。

質問事項 2	市史編さん事業の進捗と情報共有について
指定答弁者	市長 ・ 教育長

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

【質問の要旨】

令和元年度より市史編さん事業が始まり、新型コロナウイルス感染症の影響もありながら、約7年が経過しました。この間、広報紙等で「丹波篠山市市史編さんだより」の発行や、資料展、シンポジウム開催などの情報発信を行うとともに、各市史編さん委員、専門委員を中心に地域資料整理サポーターのご協力を得ながら進めて来られたのではないかと思います。

令和10年に刊行予定として進められている中、全体のスケジュールや今後の想定される費用などが市民にわからないまま進んでいる状態です。また、刊行が当初の想定より遅れてくると予算増額のおそれが出てくるのではないかと危惧される所です。

他自治体の市史編さん事業の状況を見ますと、情報発信と市民参加を大切に事業を進められており、定期的な「編集だより」や「概略版」の発行、講演会・シンポジウムを開催するなど、市民の関心を図るとともに古文書講読会、フィールドワークなどの市民参加型の取り組みを進めておられます。

また、これらの情報を市民の方に伝えるため、ホームページやSNSを活用し、進捗状況やイベント内容などの定期更新を行っておられます。このように市民を巻き込んだような形で情報発信、市民参加のイベントを開催し、気運醸成を図る必要があるのではないのでしょうか。

あわせて、現在の事業の進捗状況、今後の刊行に向けてのスケジュール、想定される費用、職員体制についてどのようにお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

質問事項 3	丹波篠山市のスポーツ振興について
指定答弁者	市長・教育長
【質問の要旨】	<p>篠山産業高等学校野球部監督の長澤氏による体罰があった事案について、高校が県教育委員会や高野連に報告されてから約5ヵ月が経過しました。</p> <p>体罰があれば、まずは当事者に十分な話を聞いたうえで県教育委員会へ報告するのが通常と考えますが、今回の学校側の対応は考えられないことが多いように感じられます。</p> <p>そもそも長澤氏のスポーツ振興官就任は、「私に縁のある丹波篠山市でスポーツ活動の締めくくりをしたい」との思いを関係者から聞き、市長に紹介したと</p>

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

ころから始まりました。

紆余曲折は有りましたが篠山産業高校の監督として尽力され3年が過ぎ部員数も60人となり、監督からもようやく戦う体制が整ってきた。これからは期待が持てますと聞いていた時にこの様な事態となり、長澤氏も憔悴されています。保護者からも長澤氏の復帰を求める動きが出ていると聞きますが、この間、事態の把握に取り組んでこられた市長の思いと、これからどの様にされようとしているのか見解をお聞きします。

また、長澤氏は、これまでの人脈や経験を活かし、ソフトボール教室などスポーツを通じた地域活性化の取り組みにも精力的に取り組まれておられました。このように、これまでスポーツ振興にご尽力いただいた長澤氏が辞職されたことにより、丹波篠山市のスポーツ振興が停滞することが懸念されます。ついては、今後の丹波篠山市におけるスポーツ振興の取り組みについて、見解をお伺いします。

(前田 議員 通告書 3 枚のうち、1 枚目)

NO. 1回 - 6

令和 7 年 11 月 17 日
午前 9 時 28 分受領

令和 7 年 11 月 17 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 ー

氏 名 前田 えり子 

一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	安心の介護保険制度に
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ 教育長
【質問の要旨】 2000年に始まった介護保険制度は、2015年には導入時に介護保険を主導してきた厚労省の元局長が、「国家的詐欺」になりかねないと批判するまでになりました。その後もサービスの取り上げや利用料の値上げ、更なる改悪の動きが続いています。 昨年は老人福祉・介護事業者の倒産件数が過去最多の172件になりました。その半数近く(47.1%)が基本報酬が引き下げられた訪問介護事業所です。倒産件数に休廃業・解散件数を合わせると784件で、これも過去最多で、介護事業所が67.5%を占めています。訪問介護は事業規模や地域にかかわらず深刻で、訪問介護事業所がゼロになった市町村が今年6月末で115市町村、1年間で18市町村増えています。残りひとつとなった自治体は269市町村。全自治体(1741)の5分の1が「空白」か、その危機にあります。昨年4月の訪問介護基本報酬が2~3%引き下げられたことが事業所の運営を悪化させました。訪問介護は在宅サービスの基本ですから、一部の市町村では介護崩壊が起こっています。全国各地で居宅介護の提供体制が崩壊の瀬戸際に瀕していると言えます。 人手不足も深刻です。介護保険が始まってから増え続けていた介護従事者が、2023年度に初めて減少しました。政府の推計では、2026年度で約25万人の介	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

護職員が不足し、2040 年度で約 57 万人が不足するとしています。最も肝心なのは処遇改善ですが、全産業平均との賃金格差は月 8 万円を超え、全産業の賃上げに全く追いついていません。

低すぎる賃金やそれに見合わない厳しい労働環境、長時間・過密労働を苦にした介護職員の離退職により、ヘルパーやケアマネが不足する事態が進行しています。「訪問介護を申し込んでもヘルパーがおらず受けてもらえない」「ケアプランをつくるケアマネがない」などの状況が各地で起こっています。

2027 年度の介護保険制度見直しに向けた議論が厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で進んでいます。「消滅危機」が指摘されている過疎地の訪問介護について、人員基準の緩和を打ち出しました。さらに、2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の「生活援助」の自治体事業への移行などの改定案を来年の通常国会に提出するため、審議を急いでいます。

過疎地への人員配置基準の緩和は、全国一律であるはずの保険サービスの質が地域によってばらばらになり、質の低下や職員の業務負担の増加が懸念されます。

2割負担の対象拡大など負担が増えることでサービスの利用を控えることになれば、重度化のリスクが高まります。目先の給付費は抑えられても、中長期的には重度化が進み、全体の介護給付費は確実に上がります。

ケアプラン作成にかかる費用（居宅介護支援費）は全額保険給付で、自己負担はゼロです。これがもし有料化されれば、1割負担でも月 1000 円～1500 円程度（要介護度による）の新たな負担がいきなり発生します。入り口で、サービスから遠ざけられる人が出ます。有料化がケアマネジャーの地位向上につながるという意見もありますが、「お金を払っているんだから、あれもこれもやってくれ」と余計に負担がくる懸念もあります。

要介護1・2の状態を軽度者として扱い、生活援助サービスを市町村の「総合事業」に移行しようとしています。認知症の介護をしている家族にとって、在宅介護で一番大変なのは、要介護1、2の時期です。徘徊や混乱など、目が離せない状態は決して「軽度」ではありません。「地域に戻す」というのは、「家族に押し付ける」ことになりかねません。

介護保険の導入時、国民の多くは「介護の社会化」に賛同し期待しましたが、「このままでは『保険あって介護なし』になりかねない」という懸念の声もありました。介護保険の20余年間制度改悪の連続だったことを批判し、これ以上の改悪を許さず、公費負担の増額によって制度の再建を目指すことが、導入当時推進役を務めた有識者や「認知症の人と家族の会」などの利用団体、社会

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

保障推進協議会や全日本民医連などの団体の一致点となっています。

現在、本紙においても「第9期介護保険事業計画」(2024～26年度)に基づいて事業が行われています。来年度は最終年度になります。第10期に向けて、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会で具体的な議論が始まろうとしています。政府の進めようとしている改定は、一部の重度者しか使えない制度に完全に変質させようとするものです。広範な介護関係者・有識者による党派や立場を超えた共同と運動によって、第8期、第9期での導入はやめさせることができました。

全国各地で起こっていることは、丹波篠山市でも同様に進行しているのではないのでしょうか。本市の介護保険事業の実施状況や課題についてお答えください。

また、政府が進めようとしている「利用料2割負担の対象拡大」「ケアプランの有料化」「要介護1、2の生活援助サービス等の総合事業に移行」などの改定案について、市長の見解を伺います。

介護保険制度はスタート当初から、給付の充実、介護報酬の増額、介護職員の処遇改善などを行うと、それが保険料・利用料の負担増になる仕組みになっています。この20余年、「介護保険料の抑制」のためにと介護サービスの取り上げ、利用者への負担増、介護報酬削減などの制度改悪が繰り返されるのに、保険料は「抑制」されるどころか上がる一方です。

保険料・利用料の値上げに連動させず介護の状況を改善していく、国保の介護基盤を支えるためには、現行では公費50%（国庫負担25%、都道府県・市町村負担25%）、保険料50%で運営されている介護保険の財政を改革し、国庫負担を増やすことが求められています。

公費負担を増やす改革についても、市長の見解を伺います。

NO. 個-7
令和 7年 11月 17日
午前 9時 40分受領

令和 7年 11月 17日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 本多 紀元



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	道の駅こんだ温泉ぬくもりの郷の計画について
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ 教育長
【質問の要旨】 令和8年度中のオープンを目指して整備が進められている「道の駅こんだ温泉ぬくもりの郷」は、本市において初めての道の駅であり、新たな観光拠点として地域活性化への寄与が期待されます。一方で、ぬくもりの郷が道の駅化することにより、具体的に何が変わり、どのような計画で事業が進められているのかについて、市民に十分な情報が共有されていないと感じています。そこで、その詳細について市長にお伺いします。 1. 長月会議において、国土交通省が認定する道の駅に登録するため、「丹波篠山市こんだ温泉ぬくもりの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」が上程され、名称の一部を修正し可決されました。追記された文言では「道路を利用する者への良好な休憩の場の提供」「観光情報及び地域情報の発信」「地域特産品の販売等」とありますが、各項目について、道の駅化によってどのような整備や取り組みを行うのか伺います。 2. 道の駅は車の利用者の休憩場所として、一般的には幹線道路沿いに設置されることが多いですが、丹波篠山市の道の駅は幹線から外れた位置に整備されようと計画されています。寄り道を必要とする立地であることから、	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

- 幹線沿いの道の駅と比較すると集客面で不利になると考えますが、この立地条件を補うための集客方策について、「道中の案内板設置」「SNS等を活用した情報発信」「市民向けの広報」の3点で、どのように検討されているのか、また、その他の集客方策があればそれも含めての考えを伺います。
3. 道の駅の集客方策として、季節ごとのフェアや体験イベントなど、定期的なイベントの開催が考えられますが、そのような取り組みは計画されているのか伺います。
 4. 多くの道の駅では、地域の特産品を活用した「名物商品」や「主力商品」がブランド価値を高め、集客の核となっています。丹波篠山市の道の駅として、どのような商品を主力として位置づけ、どのように売り出していく考えなのか伺います。
 5. 道の駅化に伴う収支の見通しや採算性の確保について伺います。
 6. 道の駅化に伴う駐車場の増設や交通動線の改善について、どのような計画で進めているのか伺います。また、観光シーズンや連休時の温泉利用客を含めた渋滞への対策について、どのように検討されているのか伺います。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(野々村 議員 通告書 (枚のうち、 / 枚目)

NO. 個-8

令和 7 年 11 月 17 日
午前 10 時 00 分受領

令和 7 年 11 月 17 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 ー

氏 名 野々村 康 

一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	1 丹波篠山市教育委員会の組織運営と適切な事務処理について (1) 市内小中学生の熱中症対策について (2) 教育委員会事務局を対象にした研修等の開催について (3) 教育委員会の組織運営について (4) 教育長の組織運営論と適切な事務処理について
指定答弁者	市 長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】 別紙のとおり	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

議席番号 14 番、野々村康です。通告に基づき、一般質問を行います。

1 丹波篠山市教育委員会の組織運営と適切な事務処理について

私が丹波篠山市教育委員会に対して、令和 7 年 9 月 18 日の長月会議一般質問において、市内小中学生に対する熱中症対策について、国が勧めている「学校における熱中症対策ガイドライン作成」を丹波篠山市でも取り組むべきで無いか。との質疑応答で、いくつかのご回答に疑問が残る箇所もあり、市民の皆様からご指摘をいただきましたので、改めて組織運営と適切な事務処理について、それぞれが関連しますが、四点に絞って質問させていただきます。

一つ目に、市内小中学生の熱中症対策について。

神戸地方気象台発表、今年令和 7 年の夏休み期間の 8 月を除く、7 月と 9 月の平均気温は、平年と比べ階級区分で「かなり高い」とされ、7 月 30 日は柏原地域気象観測所で最高気温が 41.2℃とその時点で日本歴代最高気温を記録するなど、丹波篠山市においても耐えられないような猛暑日が続きました。

そのような状況下で、令和 2 年度から小中学生全員に教育委員会が冷却タオルを配布し、令和 3 年度からは新 1 年生に継続的に配布しているとのことでしたが、なぜか令和 7 年度は「今年度だけは出来ていないことを確認しています。」との答弁をいただきました。

熱中症対策として令和 2 年度から児童生徒に配布を続けられて来られた冷却タオルをなぜ、近年最悪の猛暑が続いた令和 7 年度に限り配布しなかったのか、その理由の説明を求めます。また、冷却タオル購入費につきましては、予算書や予算説明資料にその言葉の記載は無く、需用費の消耗品費等に含まれているものと推察しますが、当初予算から計上されていなかったなら「今年度だけは出来ていないことを確認しています。」の答弁は見当違いで「当初予算の計上を怠り、6 月の補正予算要求もうっかり忘れていました。」との答弁や

当初予算に計上したのであれば「配布をうっかり忘れていました。一般質問を受け購入を手配し、すぐに配布します。」等の答弁をすべきであったと考えますが、教育長の見解を問います。

また、冷却タオルの配布事業が令和2年度から継続的に進められているのにも関わらず、私が冷却タオルを着用している児童を見受けないことから9月3日に近隣の登校中小学生に聞き取りを行ったところ、調査した81名中冷却タオルを着用している児童は1名しかいませんでした。教育委員会は、使用されない冷却タオルをその使用実態を把握することなく配布し続け、無駄な予算の執行がなされていたのでは無いかとの疑問が生じます。9月の一般質問では「私が調査した小学校に限られたものかもしれませんが、ほとんど使われていない事実をつかんでいますか」の問いに「実際に調査をしたわけではありませんので、現状について、どのようにされているかは把握していません。」との回答でしたが、事業実施から5年も経過しながら、効果が検証されていないことと、私の近隣の小学校では児童が着用していない状況は、登校中の学童を見ればわかることです。そのことに気づかなかった教育委員会関係者の子どもたちを見守る視点がそもそもどのようなものか、体制自体に不安を覚えます。

また、なぜ子供たちが着用していないか聞き取りを行った結果、返って来た声は、冷却タオルは、水で濡らして振ると気化熱で温度が下がるもののため「べたべたで気持ちが悪い」「服が濡れる」「落ちたら汚い」「ランドセルに入れたら教科書がぐちゃぐちゃになった」など使用しない理由がはっきりしています。

また、インターネット上の情報では、濡れたまま放置するとカビが発生し、また汗や湿気を放置すると臭いの原因となる雑菌の繁殖など衛生上の欠点もあるとされています。

冷却タオルを導入された当初は、このような構造の物が大半を占めていたと想像されますが、現在ではこのような欠点から水を必要としない、特定の温度、たとえば約28℃以下で自然凍結し、それより高温で液化するときには大量の熱エネルギーを吸収するPCMすなわち相変化（そうへんか）素材タイプ、街角でもよく目にされている

と思いますがナイロンのU型チューブにジェル状のものが注入されたクールネックリングと呼ばれるものが主流となろうとしています。

実際に9月上旬に市内の量販店を訪問し、販売状況を調査しましたが、冷却タオルの棚面積の数倍をクールネックリングが占めていました。また、通販サイト等の状況では、冷却タオルの価格と変わらないクールネックリングも販売されています。

従いまして、毎年猛暑日が続く中で、通学時等に首元を冷却させることは大変重要ですが、児童生徒が着用を拒むようなものの配布はやめて、クールネックタイプの冷却手段に代えることを提案し、質問をいたします。

- 1 なぜ、令和7年度だけ、暑さがまだ続く9月時点でも冷却タオルを配布していなかったのかその理由は何か。
現在、新1年生へは、すでに配布されたのか。未配布の場合、今後その対応はどのようにするのか。今後の方針を問います。
- 2 私の調査した小学校に限る可能性はありますが、児童生徒の冷却タオル使用状況が低いことになぜ、教育委員会関係者は気づかなかったのか。職員等の意識の在り方に問題があったのではないか。
- 3 長月会議の私の一般質問後、教育委員会は冷却タオルの使用状況の調査を行ったのか。行ったのならその結果はどうだったか。行わなかったならなぜ行わなかったのか。お示してください。
- 4 子どもたちに不評である冷却タオルをクールネックタイプ冷却材に変更すべきと考えますが、見解を求めます。

以上4点について、丹後教育長の見解を求めます。

二つ目に、教育委員会事務局を対象にした研修等の開催について。

前回9月18日の私の一般質問におきまして、古市小学校現場における安全対策等の不備に対して、少なくとも管理職等を対象とした研修等が必要と考えますが取り組む考えは無いということでしょうか」との私の質問に。

丹後教育長は「外部からの研修をしっかりと進めながら、しっかりと

と学んで行って、襟を正して行きたい。」と答弁されています。

それにも関わらず3日後の9月22日に開催されました第8回定例教育委員会の資料では、9月17日と18日の本会議において行われた教育委員会に対する一般質問と答弁が記載されていますが、

私の質問部分を、Q(クエスチョン)として、組織内の統制・管理・運営改善に向け研修等を実施すべきでないか。に対して、回答A(アンサー)として「検討する。(マル)」の5文字だけです。

例えば、他の議員の一般質問「教育委員会の部長間連携と管理体制とガバナンス及び教育長はリーダーシップに欠けているのでは」には1,000文字を超える回答文書が掲載されているにもかかわらず、私の「このような状態を放置するとさらなる重大事故が発生するのではないかと市議会議員として、教育委員会に警鐘を鳴らします。」と勇気を振り絞って質問をさせていただいたものに対して、教育委員会への報告は、実施するのか実施しないかも記載されておらず、ふたたび申し上げますが、ただの5文字だけ。「検討する。(マル)」です。

本会議でのこの質問に対する丹後教育長答弁をユーチューブ発信動画で何度見返しても「検討する。」など一言も発言されていません。先ほども申し上げたとおり丹後教育長の回答は「外部からの研修をしっかりと進めながら、しっかりと学んで行って、襟を正して行きたい。」です。これでは、襟を立てて耳を塞ぎ、市議会議員の提案やその答弁を無かったこと、反故にすることでしょうか。

この件が報告された9月22日の第8回教育委員会の議事録は、10月22日に開催された第9回教育委員会の資料に添付されています。議事録では、丹後教育長が「報告8「第126回丹波篠山市議会一般質問について」、教育総務課に報告を求める。」と発言され、それに対して担当課長が「議案書に基づき報告」とのみ記載されています。よって、教育委員には「検討する。」と報告されたと考えられます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育委員会の

会議は、教育長が招集する。とあり、丹後教育長が招集された教育委員会で、もしも、事務局が誤って「検討する。」と記載した資料を作成していたとしても、その場の最高責任者である丹後教育長が直接訂正し、本意を説明され、教育行政に関して識見を有される教育委員の皆さんに「外部の力を借りた研修」について、意見を求めるなど、しっかりと対応していただければ良かったのでは無いかと大変、残念に感じます。

現在、丹後教育長が本会議の場において「しっかり進める。」と明言された外部の力を借りた研修等が、どのように進められているのか、その進捗状況の説明をお願いします。また、本会議一般質問の答弁内容がまったく異なった言葉と趣旨で教育委員会に報告された内容について、その経緯経過と今後の対応について説明を求めます。

三つ目は、教育委員会の組織運営について。

前回の私の一般質問を含めて、丹波篠山市教育委員会の現状をさらに詳しく探るため、10月14日丹後教育長と担当部長に出席いただき総務文教常任委員会として所管事務調査を実施させていただきました。その中で、「丹波篠山市学校園安全管理マニュアルの遵守について」、「教職員の資質向上対策について」、「長澤スポーツ振興官の辞任後の影響について」、その他一項目の調査をさせていただきました。その4項目の調査に関連して質問します。

その他一項目について、あえて詳しいテーマについては申し上げませんが、「教育委員会事務局の本庁以外の場所で執務を行っている部署の体制について」で、正規職員は課長と係長の2人で、その部下として会計年度職員等が組織を支えるものです。しかしながら、係長が4月から9月末まで、課長が6月から10月末まで病気休暇に入り、現場には、正規職員が一人もいない状況が4か月も続いていたと担当部長より報告がありました。

長月会議において、他の議員の「組織運営に関する」一般質問に対する教育委員会議事録の丹後教育長答弁は、「私の組織運営、リーダーシップのあり方は、トップダウンで具体的に指示命令していく

という形ではなく、自分はいくまでも組織が目指す目標や方向性を示しそれに向かって各部署や学校園等の現場が、趣旨を理解して自分で考え取り組んでいくというやり方を大事にしています。この方向で各部長や職員との意思疎通、適切なフィードバック、ものが言いやすい環境づくりを進めてきた中、各部長中心に、各部署の仕事に精力的に取り組んでもらっていると考えています。もちろん大事なことや懸念については、その都度、担当部署から相談や報告を受け、必要な際は部長等と一緒に方向性等を協議しています。

加えて、今後においては、事務執行の責任者、事務局の所属職員を指揮監督する者として、組織機能を十分発揮させるため、業務の優先順位をしっかりと指示する等のリーダーシップも強く意識していきたいと考えています。」と発言されました。

この答弁のとおりなら、課長と係長の二人職場で、二人とも病気休暇に入る状況で、当該課の組織機能を十分に発揮させるなら人事異動による正規職員の配置や他の者を一時的に担当課長相当職に兼務させるなど指揮命令系統を整理、統制することが、事務執行の責任者、事務局職員を指揮監督すものとして取るべき職務であり、そうすることで病気休暇中職員の精神的重圧をいくらか和らげることに繋がったと考えますがいかがでしょうか。

会計年度職員を補強するなどの手法はとられていますが、本業務は大幅に遅れているとの報告が担当部長からありました。

各部長や職員との意思疎通、適切なフィードバック、ものが言いやすい環境づくりを進めて来られたならこのような事態にはならなかったのでは無いかと考えます。

なぜこのような状況を組織上放置したのか。復帰された職員については、発症前と同じようには勤務ができていない状況と聞いています。今後、職員を護り、育て、この組織をどのように立て直していくのか、丹後教育長の見解を問います。

四つ目は、教育長の組織運営論と適切な事務処理について。

先ほどから申し上げました実態調査や検証無での冷却タオルの毎

年の予算化・配布、本会議での一般質問答弁と異なった教育委員会への報告、そして、正規職員が課長と係長の二人職場における指揮命令系統が行き詰った状態をそのままにした組織運営の不手際、更に令和7年11月17日発表の「インフルエンザによる学年および学級閉鎖」の6小・中学校の情報共有不足による発表漏れの発生など、丹後教育長が述べられている組織運営論では適切な事務処理そのものが滞（とどこお）っているのでは無いかと危惧します。

長月会議での他の議員による「教育委員会の管理体制とガバナンス及び教育長のリーダーシップに関する」一般質問に対する回答を、丹後教育長はユーチューブ動画配信の中で「私の組織運営の在り方、リーダーシップの在り方については、大きな方向を示して、部長だけでなく組織全体、すべての職員で方向を理解、共有して進めて行くと言うことで、リーダーは教育長や部長だけがリーダーシップを発揮するので無く、色々な場面、場面において、それぞれの担当なりが交代してもいいと思うんです。リーダーシップやフォローアップが入れ代わってもいいんで、大きな方向に向かってそれぞれの役割を果たしていく、そのようなスムーズな関係性づくりが、非常に大事でそこに力を入れて行きたいと考えています。もちろん、これは私のやり方なんですけど、絶対これですべてOKでは無くて、大きな課題もあったので、足りない部分については改善の視点を持って、しっかりと見つめて行かなければならないと思っています。」と答弁されています。

この考え方が職場に混乱を招き、古市小学校現場における安全対策等の不備や先ほど申し上げた三つの事例の発生にも弊害をもたらした一因になったのでは無いかと危惧します。私は職階に応じたリーダーシップを取らせるべきと考えますが、改めて丹後教育長の組織運営の在り方、それに伴う適切な事務処理について、前回の一般質問答弁から改善されたものがあればそれを含めて、見解を問います。

以上で、この場の質問を終了します。

NO. 個-9

令和 7 年 11 月 17 日
午前 10 時 35 分受領

令和 7 年 11 月 17 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 -

氏名 向井千尋



一般質問通告書

<input checked="" type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	教育・保育の場にアーティストを
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長
<p>1、はじめに</p> <p>複雑化、多様化する現代において、子どもたちがあきらめず、しなやかに生きていくためには、答えを早く導き出す力ではなく、創造力や共感性、柔軟な思考力といった「非認知能力」を育むことが重要です。これらは、遊びを通じた表現活動により培われ、とりわけ幼児期にその基盤を築くことが効果的であるとされています。</p> <p>本市の保育・教育課程において、子どもたちが、豊かな自然の中で遊びを通じ、表現活動や文化芸術活動に取り組むことが重要であり、保育・教育環境をより良く整えていくことが不可欠であると考えます。</p> <p>2、高松市における「芸術士派遣事業」について</p> <p>高松市の「芸術士派遣事業」は、絵画や造形等の様々な芸術分野に造詣が深いアーティストを「芸術士」として保育所等に派遣し、保育士・幼稚園教諭等と連携しながら、子どもたちと様々な表現活動を行っているものです。また、この取り組みはイタリアのレッジョ・エミリア市の幼児教育を参考にした独自の事業で、平成 21 年に国の緊急雇用創出事業を活用して始まり、令和 6 年度は市内の 98 箇所の保育園等に年間通じて 1500 回余りの芸術士を市の自主財源にて</p>	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

派遣されています。そして、これらの事業は、子どもたちの創造力、共感力等の非認知能力を育くむものであると高く評価されています。

私は、高松市の芸術士の活動を視察し、NPO 法人アーキペラゴの取組みについて伺うことができました。保育現場では、芸術士が子どもたちの中に溶けこみ、夢中になって遊ぶ（描く、笑う、飛び跳ねる等々）姿を見学もしました。また、理事長の三井氏は、「私立保育園でのレッジョエミリアメソッドを実践しているところはあるが、市としてすべてのこどもたちに芸術士を取り入れた実践をしているのは高松市が先進的である。こどもたちがアートに触れ、ワクワクして自分を好きになってほしい。」と述べられていました。

3、本市の取組み

本年、丹波篠山市は、ユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）加盟 10 周年を迎えました。9 月に開催された丹波篠山市国際会議に、国内外の創造都市から研究者や実践者を迎え、文化振興による創造的なまちづくりについて、深く学び、交流することができました。また『丹波篠山宣言』を行い、「持続可能な創造農村に向けて」取組むべき施策を明示しました。その中で、伝統文化の次世代への継承や人材育成、アーティストインレジデンス（AIR）等についての取組みについて掲げられています。

4、創造農村における創造的な保育・教育を

創造農村とは「コミュニティが持つ豊かな創造活動に基いて、文化と産業における創造性に富み、同時に地域に根ざした革新的で柔軟な経済システムを備え、ローカルな地域社会やグローバルな環境問題の課題に対して、創造的問題解決を行えるような『創造の場』に富んだ地域である」と定義されています。

私は、本市が目指す持続可能な創造農村とは、人口減、少子高齢化が進む地域社会において、より心豊かに暮らし続けることができる文化を創造することだと考えます。そのためには、文化芸術活動を積極的に保育・教育過程に取り入れることが効果的です。その際、本市においては様々な分野で活躍しているアーティストが多く在住されていることから、その土壌を十分に生かすことが有意義であると考えます。

また、レッジョ・エミリア市には「レミダ」と呼ばれる子どもたちが自由に発想を広げて遊びや制作を行えるよう、様々な種類の廃材などの素材を収集・提供する拠点とそれらを用いて創作活動を行うアトリエが設けられています。

本市においてもレミダのような素材収集の場と創作活動、そして AIR の機能を併せ持つ拠点が必要であると考えます。

以上のことから、市長、教育長の見解をお伺いします。

(1) ユネスコ創造都市ネットワーク加盟 10 周年を迎え、本市における文化芸術活動についての評価と課題についてお伺いします。

(2) 『丹波篠山宣言』において「持続可能な創造農村に向けて」として、具体的な施策を掲げられていますが、その具現化について見解をお伺いします。

(3) 『丹波篠山宣言』① 伝統文化の次世代への継承と再創造については、国際会議「創造都市の文化を次世代や子どもにつなぐ人材育成」でも報告があった高松市の「芸術士派遣事業」の取組みを、本市においても保育・教育の場にアーティストを派遣し、表現活動を行うことが効果的であると考えますが、見解をお聞かせください。

(4) 『丹波篠山宣言』③ クリエイティブツーリズムや AIR による芸術文化の振興と人材育成については、イタリアのレッジョ・エミリア市が進める制作や AIR、多様な素材を提供するリサイクル・クリエイティブセンター「レミダ」にアトリエ（工房）機能を持たせたアートの拠点を、本市の古民家等を活用して開設していかがでしょうか。

(5) 「丹波篠山の教育」にある、子どもの根っこを育てる環境づくり、ふた葉プロジェクト等において取り組んでおられる表現活動、文化芸術活動の現状や評価、今後の取組みについてお聞かせください。

(6) 教育、保育の現場にアーティストを派遣し、表現活動等を行うことが子どもたちの成長に効果的であると考えますが、いかがでしょうか。

(7) 本市の幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修において、「芸術士派遣事業」をコーディネートされている NPO 法人やアーティストを講師として招聘してはいかがでしょうか。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(渡辺 議員 通告書 2枚のうち、 | 枚目)

NO. 個-10

令和 7年 11月 17日
午後 4時 7分受領

令和 7年 11月 17日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 渡辺 拓道



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	自治会（行政協力委員）の行政事務負担軽減について
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ 教育長
【質問の要旨】 丹波篠山市の行政事務や各種施策を円滑に進めるにあたり、各種行政協力委員を自治会にお願いしています。 この方法は、住民世帯への情報伝達にすぐれ、参画と協働に資するものと考えていますが、各自治会の高齢化と人口減少、定年後の就業継続などの要因から来る自治会の担い手不足で負担感が増してきているところです。 このため、これまでに自治会長会などから、その実情が市に伝えられ、市として対策を検討されてきたのではないかと認識しています。 しかしながら、去る 10 月末の市広報誌とともに配布依頼された資料はかなりの量がありました。市内地区ごとに配布資料の種類は異なりますが、例えば、大山地区の自治会長への配布資料は 19 種類もありました。その内、各世帯への配布依頼は、広報誌を含めて 10 種類で、まち協や自治会としての資料も含めると概ね 13~14 種類の資料を世帯ごとに調整して配布されたところです。 各自治会では、自治会業務軽減のために行事見直しや自治会ラインの導入などの工夫をされている中で、行政からの事務が減らないことに立ちさえ覚えていらっしゃると思います。 資料配布のみならず、市の自治会への委託行政事務軽減の取り組みは進んでいるのか、説明を求めます。	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

質問事項 2	市内の不動産所有者の情報把握などについて
指定答弁者	市長 ・ 教育長
<p>【質問の要旨】</p> <p>最近では都市部を中心に不動産価格の上昇傾向にありますが、本市においては、一部で下げ止まりや古民家人気の傾向もでてきたものの、全体として価格は減少が続いています。</p> <p>そのような中、土地や建物への関心は低くなり、所有はしていても活用されず、負の財産化により所有者の関心は薄くなってきているように感じています。そのような傾向の中で、不動産の相続や売買が進み、地域で所有者情報が把握できなくなってきました。</p> <p>議員活動をしていて、地域活動や災害等への対応で所有者がわからないことの相談が増えてきました。法務局に出向けば解決するものもありますが、(法改正があったとはいえ)特に相続登記がされていない、登記住所から転居されて居所不明となって所有者にたどり着けないことがあります。</p> <p>行政においては、固定資産税の徴収のために課税者を管理されていますが、免税点以下の課税者情報は十分に把握できていません。免税点は、土地で 30 万円、家屋で 20 万円であり、特に山林の 30 万円はかなりの面積になります。</p> <p>免税点の減額は、現実的に難しいですが、本市のように山が地域の生活空間の一部となっているような場合、山も含めて地域の不動産情報を住民が取得できることは、地域づくりや防災の面で重要だと考えます。</p> <p>「民」において所有者情報を取得することは限界があり、「行政」において免税点以下の不動産情報を任意届け出制度などを設けて管理していただくことはできないでしょうか。</p> <p>この際、以下の点についても情報開示してください。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 市内の免税点以下の不動産数2. 市外外国人の市内土地、家屋の所有状況 <p>最後に、今年より不動産の寄付受け入れ態勢を整えられましたが、現在、寄付や相談についてどのような状況にあるのかご説明ください。</p>	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(桐村 議員 通告書 6 枚のうち、1 枚目)

NO. 個 - 11

令和 7 年 11 月 17 日
午後 5 時 00 分受領

令和 7 年 11 月 17 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 ー

氏 名 桐村 裕一



一 般 質 問 通 告 書

<input checked="" type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	孤立や困りごとを一人で抱えない丹波篠山市へ ～重層的支援と生活困窮者支援の強化について～
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市 長 ・ <input type="checkbox"/> 教 育 長
【質問の要旨】 現在、日本社会はこれまでにない速さで「孤立しやすい社会」へと進んでいます。厚生労働省の国民生活基礎調査では、1986 年から 2022 年の間に単独世帯が急増し、支え合いの基盤が弱まっていることが明らかになりました。(資料 1) さらに、家族以外との交流が「ほとんどない」「まったくない」と回答した人の割合は、日本が世界最下位クラスであり (資料 2)、丹波篠山市においても同様の課題が顕在化しています。 こうした現状を受け、国は 2023 年に、世界で 2 番目となる「孤独・孤立対策推進法」を施行し、孤立を国家的な政策課題として明確に位置付けました。 孤立の問題は、単に社会的なつながりの欠如にとどまらず、人の幸福と健康にも深く関わります。ハーバード大学のロバート・ウォールディング教授による 80 年に及ぶ研究では、「幸福と健康を最も左右するのは、良い人間関係である」と結論づけられています。実際、孤立は寿命を縮めるだけでなく、メンタルヘルスや認知機能にも悪影響を及ぼします。一方で、人とのつながりは、健康・安心・幸福を支える大切な土台です。丹波篠山市が「つながりあるまち」を目指すことは、市民の健康と命を守るための重要な施策であると言えます。 このような孤立の問題は、生活困窮者支援とも密接に関わっています。生活	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

困窮者は経済的困難だけでなく、「迷惑をかけたくない」「自分には価値がない」といった深い自己否定を抱えるケースが多く、それが相談の遅れや支援の断念につながっています。

生活保護は本来、誰もが必要なときに利用できる権利ですが、現実にはその利用に対して社会的なスティグマ（偏見や差別的な見方）が根強く存在しています。「生活保護を受けるのは恥ずかしい」「周囲に知られたくない」といったスティグマが、心理的なハードルをさらに高くし、制度へのアクセスを妨げています。制度が存在していても、「受けたくない」「受けることが怖い」と感じてしまう状況が、多くの人を支援から遠ざけています。特に母子家庭は、就労・家事・育児の負担が重なり、相談や支援につながる余力すら持てないことが多く、そこにスティグマが加わることで、より深刻な孤立や無支援状態に陥りやすくなっています。したがって、支援のあり方そのものを見直し、制度的・心理的障壁を取り除いていく必要があります。

このような現状を踏まえ、丹波篠山市においては、次の3つの柱からなる支援体制の整備が必要であると考えます。

第1に「重層的支援」、つまり福祉・医療・就労・教育など分野を横断し、どんな相談も断らない仕組みをつくること。

第2に「アウトリーチ」、すなわち相談に来られない人に対してこちらから出向く支援体制の強化。

第3に広島県三原市のような「地域共生連携プラットフォーム」の構築です。地域にプラットフォームを作ることで、地域に横のつながりを更に生み出し、支え合いのネットワークを築くことが重要です。

さらに、個別的な支援の核心には「自尊感情の回復」を据える必要があります。「自尊感情」は、行動変容や社会参加の出発点となる最も重要な要素です。多くの困窮者が「自分には価値がない」「誰にも頼れない」「迷惑をかけるだけ」「頑張れない自分を責める」といった深い自己否定を抱えています。これは本人の意志の弱さではなく、長期にわたるストレスや孤立、失敗体験の蓄積によって自己評価が低下した結果です。「自尊感情」が低い状態では、いくら制度や支援メニューを提示しても、「動けない」「続かない」といった状態が続きます。しかし、小さな成功体験や「自分が役に立った」という実感、否定しない対話、そして本人のペースに合わせた伴走支援を重ねることで、「自分にもできる」と感じられるようになります。このような感情の回復は、つながり→安心→自信→社会参加→就労→自立という支援の連続性を動かす「基盤」として機能します。

そのための支援アプローチとしては、本人の強み（ストレングス）を共に探し、小さな役割や成功体験を提供すること、否定しない・急がせない支援を徹底すること。さらに家庭訪問などのアウトリーチによって信頼関係を築いてい

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

くことが有効です。丹波篠山市が「孤立ゼロ・つながりあるまち」を実現するためには、重層的支援と「自尊感情」の回復を柱とした支援体制の強化が不可欠です。人はつながりによって安心し、誰かの役に立つ経験を通して自尊感情を取り戻し、社会参加や自立へと進むことができます。丹波篠山市が「孤立ゼロ・つながりあるまち」を実現するために、重層的支援と「自尊感情」の回復を柱とした支援体制の強化を求め質問とします。

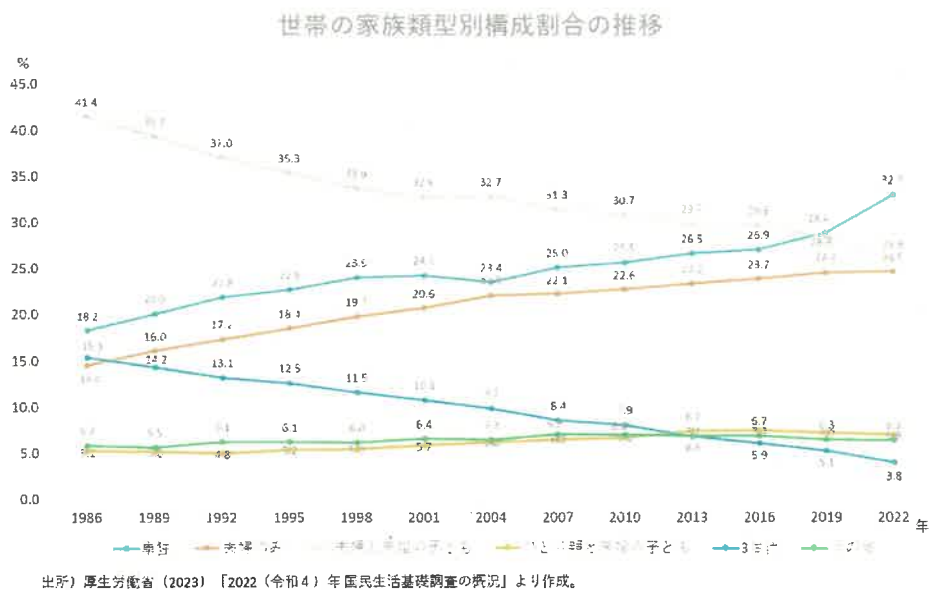
【市長への質問】

- (1) 孤独・孤立対策推進法を踏まえた、丹波篠山市の孤立予防と早期発見の取り組みの現状・課題・方向性について。
- (2) 生活困窮者自立支援・生活保護制度の心理的なハードルを下げる改善策について。
- (3) ひとり親家庭など多重困難家庭への重層的支援体制の整備について。
- (4) 丹波篠山市版の「地域共生プラットフォーム」構築の考え方と構築について。
- (5) 支援につなげられない方へのアウトリーチ支援強化について。
- (6) 個別支援における「自尊感情の回復」を、どのように施策に位置付け、展開していくのか。

【教育長への質問】

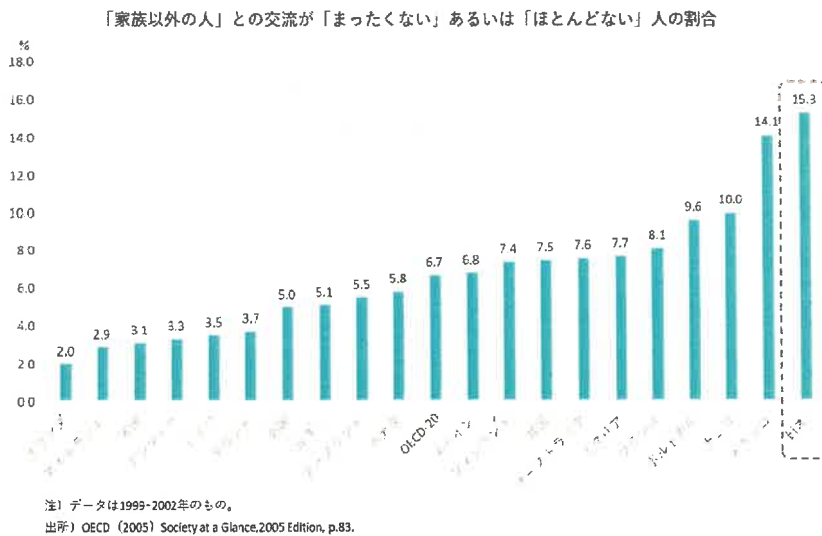
- (1) 教育現場における重層的支援体制の連携について

<資料 1 >



※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

<資料 2 >



質問事項 2	子どもの権利を学校教育の中にどう位置づけるか
指定答弁者	市長・ 教育長

【質問の要旨】

現在、世界的にも日本社会においても、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。虐待、貧困、孤立、スマホや SNS の問題、そして学校現場での人間関係の複雑化。こうした課題の背景には、共通する根本構造があります。それは、「子どもの権利が当たり前前に保障されていない」という現実です。

子どもの権利条約には、

- ・子どもの最善の利益
- ・差別されない権利
- ・意見を聴いてもらう権利
- ・安全に守られる権利
- ・休む、遊ぶ、学ぶ権利
- ・プライバシーの権利

など、学校にも家庭にも直結する基本が示されています。

しかし、子どもたちから話を聞くと、これらが「理念」のままで止まっており、子どもたちが実感できるところまで、まだ十分に進んでいません。

たとえば、児童労働や難民の事例を学ぶ授業では、子どもたちは「守られていない権利」を正しく見抜きます。しかし、「では、自分の学校生活ではどうか？」と問うと、

※質問の要旨は、具体的に記載すること
 ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
 ※極力、全文原稿を添付すること

- ・意見を言えていない
- ・言葉の暴力が日常化している
- ・プライバシーが守られていない

こうした声を保護者から、少なからず聞かれます。

教員の皆さんも「子どもの最善の利益」を考えて動きたいのに、現在の丹波篠山の教育方針による制約や人員不足で思うようにいかない現状があります。

さらに申し上げますと、今、全国の学校現場では、文部科学省が改定した生徒指導提要で示されたように、従来の指導中心から支援中心の生徒指導へと方向転換が求められています。その中心にあるのが、「トラウマインフォームドエデュケーション (TIE ※1)」の視点です。子どもの行動の裏には、家庭環境、孤立、不安、ストレス、いじめ、SNSトラブルなど、大人には見えない理由や背景が隠れていることが多くあります。叱って従わせるのではなく、「なぜその行動に至ったのか」「その子に今、何が起きているのか」を理解し、必要な支援によって行動を改善する。これが「子ども理解と支援」であり、学校が子どもの権利を守るための基盤になる考え方です。

暴言、暴力、不登校、授業中に落ち着けない行動。これらを「問題行動」と切り捨てるのではなく、背景にある SOS として受け止めること。そして、安心・安全・信頼を教室につくること。これは、子どもの権利条約が求める「最善の利益」「意見の尊重」「安全に守られる権利」と完全に一致するものです。

丹波篠山市が「だれ一人取り残さない」を本気で目指すのであれば、この「トラウマインフォームドエデュケーション×子ども理解と支援」を学校運営、教員研修、生徒指導体制にどう取り入れていくのかが極めて重要だと考えます。

子どもの権利は難しい理念ではありません。「子どもを一人の人として尊重する」その当たり前のことを、学校の中に根づかせるだけです。丹波篠山市が「だれ一人取り残さない」として更に一步踏み出すために、教育委員会としての明確な方向性を伺いたいと思います。

そこで教育長に質問します。

【質問1】

子どもの権利条約を、学校の「毎日の教育活動」の中にどう取り入れていくのか。市として、どのような方針とロードマップを考えているのか。

【質問2】

学校での指導、支援、校則づくりのプロセスにおいて、子どもの意見表明権をどのように保証していくのか。

【質問3】

研修に、子どもの権利、トラウマインフォームドエデュケーション、子ども理解と支援を体系的に組み込む考えはあるか。

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

<※1 用語説明>

Trauma-Informed Education (トラウマ・インフォームド・エデュケーション)
TIE は、**TIC** (※2) の考え方を学校・教育現場に適用したものです。

つまり「教育版 **TIC**」であり、学び・関係性・校内文化を「トラウマに配慮した教育的環境」に変える実践体系を指します。**TIE** は **TIC** の教育的応用形であり、**TIC** の理念なしに **TIE** は成立しません。**TIC** が「支援・ケアの哲学」だとすれば、**TIE** は「教育・学びの方法論」。両者に共通するのは、「トラウマを抱える子ども・人に対し、安全・尊重・信頼の関係を基盤に支援する」ことです。

TIE の視点をもつと、「どうしてこんなことをするのか？」ではなく、「この子に何があったんだろう？」という見方に変わります。

主な実践内容として、

- ・教職員のトラウマ理解 (行動の背景理解)
- ・教室環境の安心設計 (光・音・距離など)
- ・安全・関係性・回復・公平性の4原則 (**TIE 4P**)
- ・学校全体でのチーム対応 (心理・福祉・保健との連携)
- ・ソーシャル・エモーショナル・ラーニング (**SEL**) (※3) との統合

(※2) **TIC** (トラウマ・インフォームド・ケア/**Trauma-Informed Care**)

心理学・精神保健・ソーシャルワークなどの対人支援の分野から生まれた考え方で、トラウマの理解を前提に、子どもや人と関わる支援や環境づくりを行う姿勢や考え方のことで、「この子の行動の裏に、つらい経験や背景があるかもしれない」と考えて関わる支援のこと。

(※3) ソーシャル・エモーショナル・ラーニング (**SEL**)

日本語では一般的に「社会性と情動の学習」と訳されることが多い概念です。子どもや若者が、自分自身や他者と健全な関係を築きながら、感情を理解し、コントロールし、意思決定を行う力を育てるための教育的アプローチです。

SEL は、いじめの予防、学級づくり、子どものメンタルヘルスの改善、学力向上 (非認知能力の強化) などにもつながるとして、世界的に注目されています。日本でも近年、学習指導要領の中に **SEL** 的要素が取り入れられつつあります。

(降矢 議員 通告書 4 枚のうち、1 枚目)

NO. 個 - 12

令和7年 11月 18日

午前 9 時 40分受領

令和7年 11月 18日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 降矢 杏奈



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	人口減少を直視し、移住で育む地域の未来
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ 教育長
【質問の要旨】 人口減少という地方創生の最大の課題は、丹波篠山市にとっても未来を左右する重大な局面を迎えています。 兵庫県全体では、令和6年9月1日時点の推計人口が530万7856人となり、4カ月連続で減少が続いています。そして、丹波篠山市の人口は令和7年10月1日時点で37,312人と推計され、減少傾向が顕著です。 この現実を直視し、対策を一段と強化しなければ、地域の活力維持は困難であると考えます。 こうした中、移住促進に成功している自治体の一例として、福島県が注目されています。総務省の令和6年度発表によると、福島県では、令和6年度の移住相談件数が過去最多の20,505件(前年比10.2%増)となり、全国第2位を記録し、移住者数も過去最多の3,799人に達しています。 福島県の成功要因は、「自然の豊かさ」や「首都圏へのアクセスの良さ」といった地域の魅力に加え、移住希望者のニーズに寄り添ったきめ細かな相談対応の強化にあります。特に、東京都や大阪府など全国最多となる12か所の常設相談窓口を設けたことが、大きな成果を生んでいます。	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

丹波篠山市には、豊かな自然環境、歴史文化、農のある暮らし、そして人と人とのつながりを大切にする地域性といった、移住促進において十分な魅力があります。その魅力をさらに活かせば、移住促進の可能性は一層高まります。

実際に平成 21 年 4 月に開設された「丹波篠山暮らし案内所」を中心とした空き家バンク事業や相談体制により、継続的な成果を生み、丹波篠山暮らし空き家バンクの利用者登録数は令和 2 年度の 197 人から令和 5 年度には 216 人へと高水準で推移し、累計登録者数は 1,390 人に達しています。

こうした取り組みの成果は、移住実績の推移にも表れています。

令和元年度以降、移住世帯数は増加傾向にあり、令和 5 年度には 80 世帯 208 人、令和 6 年度には 82 世帯 203 人が移住を果たしています。累計では 492 世帯 1,249 人が丹波篠山市に移住しており、着実に成果を積み重ねています。

また、相談から成約に至った件数も令和 5 年度に 103 件、令和 6 年度には 111 件と安定した水準を維持しており、空き家バンクを通じたマッチングが一定の成果を上げていることが分かります。

さらに丹波篠山暮らし案内所を通じた相談・問い合わせや、空き家バンクの利用登録者に関するデータを分析した結果、いくつかの傾向や課題が見えてきました。

1. 移住の動機は、「子育て」と「セカンドライフ」に二極化しており、若年層とシニア層の双方に魅力を感じてもらえていることが分かります。
2. 特に人気が高いのは「農山村地域」であり、自然の中での暮らしに魅力を感じる人々が自然環境を求めて移住を希望しています。
3. 相談者の多くは、兵庫県内(神戸市・三田市)や大阪府など、近畿圏からのアクセスが良い地域に居住しています。
4. 移住窓口を知るきっかけとして「市のホームページ」が圧倒的多数を占めており、情報発信体制が信頼される主要な情報源として機能しています。

以上を踏まえ、以下の点について市長にお伺いします。

1. 福島県の事例に見られるように、相談体制の「量」と「質」の強化をどのように図っていくのか。特に、主要都市に常設の相談窓口を設けるなど、移住希望者との接点を拡大する具体的な方策について、市長の見解をお聞かせください。
2. 本市の移住促進策について、人口減少の現状を直視した上で、いかに強化し、スピード感を持って実行していくのか。今後の決意と具体的な施策についてお伺いします。

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

質問事項 2	丹波篠山ブランドを守るための獣がい対策の再構築
指定答弁者	市長 ・ 教育長
<p>【質問の要旨】</p> <p>丹波篠山市の誇る豊かな農産物は、丹波篠山ブランドの根幹を支える重要な資源です。しかし近年、イノシシやシカなどによる農作物への被害は、深刻化の一途をたどっており、農家の営農意欲を削ぐとともに、地域経済にも深刻な影響を及ぼしています。実際、先日、市内の黒大豆農家の方から、11月上旬という収穫直前の重要な時期に、35アールもの黒大豆畑がイノシシによって荒らされ、収穫がほぼゼロになったという話をお聞きしました。このような甚大な被害は、単なる一農家の損失にとどまらず、丹波篠山市の農業に対する重大な危機として捉えるべきです。</p> <p>市はこれまで、補助制度を活用しながら、総延長約460kmにも及ぶ獣がい防護柵の設置を推進してこられました。しかし、兵庫県森林動物研究センターのアンケートでも、防護柵の「効果がない」という回答が年々増える傾向にあることが示されています。効果が持続しない原因として、「下部からのもぐり込み」「道路からの侵入」「溪間・河川からの侵入」などが挙げられています。</p> <p>この背景には、設置された電気柵や獣がい防護柵の維持管理のあり方が大きく関係していると考えます。設置後の「維持管理」が適切に行われなければ、その効果は大きく損なわれ、今回のような被害を招くこととなります。特に、急な斜面など困難な設置箇所も多く、人口減少・高齢化が進む地元住民だけでは、適切な点検と維持・管理を継続していくことが限界に近づいています。点検は月1回以上の実施で高い効果がありますが、年数回以下の実施では効果が薄いことが明らかです。</p> <p>また、一つの集落で柵を維持できていても、隣接する集落で抜け穴ができると被害は広域に及んでしまうケースもあります。</p> <p>そこで、現在の獣がい対策におけるハード面の「現状と課題」、特に「定期点検」に関して、以下の点について市長にお伺いします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 市は、総延長460kmに及ぶ防護柵について、その機能を維持するための定期点検を継続的に実施する体制づくりについて、どのような主体(市・地域・農家)が、どの程度の頻度で実施するよう指導・奨励しているのか。 また、高齢化が進む中で、地域住民の点検作業の負担を軽減するための「ソフト的な支援」(点検通路の刈り払い、点検作業の外部委託等)について、市の独自の財源も視野に入れた補助制度の適用やその範囲をどのように検討していくのか、市長の見解をお聞かせください。	

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(降矢 議員 通告書 4 枚のうち、4 枚目)

2. 市が補助金を交付して設置を支援した防護施設について、その後の機能が維持されているかを確認する仕組みや指導体制は存在するのか。
また、その実効性について、特に隣接する集落間で抜け穴ができてしまう広域的な問題や、現場の厳しい立地条件を踏まえ、どのように評価されているのかをお伺いします。
3. 収穫期など、特に被害が増加する時期を見据え、地域と連携した見回り体制の強化や、損壊した防護施設の早急な修繕を促すための具体的な施策を、今後どのように展開していくのかお伺いします。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(荒木 議員 通告書 5 枚のうち、1 枚目)

NO. 15 - 13

令和 7 年 11 月 18 日
午前 10 時 20 分受領

令和 7 年 11 月 18 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名 ー

氏名 荒木 礼子



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	黒枝豆の生産販売の課題と日本農業遺産の取り組みについて
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長

【質問の要旨】

丹波篠山市の産業である農業と観光、特にその両面を支える特産作物「黒大豆・黒枝豆」について、その現状と今後の維持・発展に向けた課題認識と対応方針、そして日本農業遺産認定5周年に向けての取り組みについて質問いたします。

(1) 「黒枝豆の販売と課題について」

近年、秋には黒枝豆を求めて多くの観光客が訪れ、黒枝豆は地域経済を支える重要な柱になりました。しかしながら、今年は市内各所から「観光客が少なかった」「黒枝豆の売れ行きが芳しくなかった」との声が多く、例年完売となるイベント会場でも黒枝豆が売れ残るなど、これまでにない状況もあり、市民の間では「黒枝豆を求める人が減ったのではないか」との声があります。この背景には、次に述べるいくつかの要因が複合的に絡んでいると考えられます。

その考えられる要因とは、

- ・ 今年の「販売解禁日」が10月10日と例年より遅かったこと。
- ・ 黒枝豆最盛期である10月後半の週末の天候が悪く、客足に影響したこと。
- ・ 近隣市町が黒枝豆の栽培やPRに力を入れ、価格面でも丹波篠山市より安価

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

であったことや、豊作により黒枝豆が多く出回ったこと。

- ・物価高の影響で、消費を控える傾向が見られること。
- ・例年、交通渋滞が発生する区間で、今年は渋滞が緩和していたことなどから、市民に「観光客が少なかった」との印象を与えたこと。 等です。

「販売解禁日」については、生産者・販売者・消費者の間で定義や目的に齟齬があるように見受けられます。市では、黒枝豆の出始めをお知らせするものという位置づけですが、「その日から販売が始まる」「その日からでないと売ってはいけない」と思われている方や、『販売解禁』という言葉により、それより前に販売することが「フライング」と見られてしまうのではないかという不安も聞かれ、販売機会の損失や混乱を招いているのではないかと感じております。

こうした状況を踏まえ、以下の点についてお伺いいたします。

① 今年の黒枝豆シーズンにおける観光客数の実態と分析について

今年の黒枝豆シーズン（10月）における観光客数やその動向、傾向について、市としてどのように把握し分析をされているのか。また、例年と比較して観光客数が減少していた場合、その要因をどう分析されているのかお伺いします。

② 黒枝豆の販売解禁日の周知と位置づけについて

「販売解禁日」の定義や目的について、市はHP等で周知していますが、市民等にきちんと伝わっていない事実があるのではないのでしょうか。市やJA等において、どのように整理し、市民、生産販売者、消費者に向けて、情報を伝えられているのか。販売解禁日の位置づけについて誤解が生じないように、どのような周知をされるのか。お伺いします。

③ 黒大豆・黒枝豆の作付に与える影響と、生産維持への支援策について

今年は、例年より豊作であった一方で、黒枝豆販売が芳しくなかった生産者もあり、来年の作付面積がさらに減少する懸念があります。このことについて市としてその見通しをどのように捉えているのか。また、年々、作付面積や生産者が減少している丹波篠山市の特産作物（黒大豆、黒枝豆、山の芋、小豆）ですが、今般の米価の上昇により一層、水稻への作付が進むと予想される中で、黒枝豆、黒大豆の生産維持に向けた支援策やインセンティブの検討状況についてお伺いします。

(2) 「日本農業遺産認定5周年に向けて」

丹波篠山市の黒大豆は、単なる農作物ではなく、300年にわたる栽培の歴史

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

を持ち、地域の文化と深く結びついた存在です。令和3年には「丹波篠山の黒大豆栽培」が日本農業遺産に認定され、その価値が広く認められました。来年2月には認定から5周年を迎えます。この節目を契機に、市民が丹波篠山黒大豆の歴史と文化、価値を再確認する機会として、フォーラム等を開催してはいかがでしょうか。

—「丹波篠山の黒大豆、黒枝豆だからこそ」—この思いこそが歴史ある黒大豆栽培を守り魅力を高める原動力になります。生産者、販売者、消費者で共感し合えることこそが、生産を支え、観光を支え、丹波篠山の歴史と文化を支える力であると考えます。

質問事項 2	特定外来生物 ナガエツルノゲイトウおよびクビアカツヤカミキリ対策と取り組みについて
指定答弁者	市長 ・ 教育長

【質問の要旨】

これら二つの特定外来生物は、生態系や自然環境に極めて深刻な影響を及ぼす危険な生物です。兵庫県では分布の拡大を受け、本年8月8日に知事を本部長とする「特定外来生物対策本部」が設置されました。丹波篠山市においても、今後の対応が急務であると考え、質問いたします。

(1) 「ナガエツルノゲイトウ対策について」

ナガエツルノゲイトウは外来の水草で、わずかな根や茎の断片からでも再生する驚異的な再生力と繁殖力を持ち、「地球上最悪の侵略的植物」と言われ、全国的に被害が深刻化しています。現在、各地で駆除・防除の取り組みが進められているものの、いまだ成功例はありません。この植物は河川や池、水路等に急速に広がり群落を形成し、農地に侵入すればたちまち水田を覆い尽くし、農作物に深刻な打撃を与えます。丹波篠山市の農業にとって、農業基盤を揺るがしかねない、極めて危険な外来生物です。

丹波篠山市での確認はまだありませんが、県内では16市町で確認されており、分布の拡大は時間の問題とも言われています。特にこの植物の恐ろしさは、発見の遅れによって、被害規模と対策に掛かる費用が大きく膨れ上がります。このため、早期発見がもっとも重要で、まずはリスクを知り、侵入リスクの高い水域や水利施設等の把握と調査、水利・農業関係者への周知と監視の協力への取り組みが必要と考えますが、見解を伺います。

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

(2) 「クビアカツヤカミキリ対策について」

クビアカツヤカミキリは桜などバラ科の樹木を食害し、樹木を枯死させる危険な外来昆虫です。メスは一度に500から1000個以上の卵を産み、孵化した幼虫は約2年にわたって樹木内部を食害します。夏の時期に成虫になり、また何百個、何千個という卵を産みます。幼虫に食害された樹木は伐採以外に対処法はなく、伐採後の被害木は速やかな処分、切り株にはシートで被覆といった厳重な管理が必要です。

令和4年度以降、県内9市町で確認されており、丹波篠山市では今年7月に初確認。同月に丹波市でも確認され、県内でも被害が拡大しています。三田市では、令和6年、市境に近い三田市四ツ辻交差点付近で成虫27頭が確認され、被害木は51本、うち45本の桜の木が伐採されましたが、今年もその付近で発見され、被害は拡大しています。桜の木を失うということは、景観が大きく変わり、これまで親しんできた住民の暮らしや心にも影響を与えます。

市内には多くの桜があり、「桜ビジョン」も策定され、春の観光資源としても桜は重要な存在となってきています。クビアカツヤカミキリについても早期発見が重要であり、定期的な点検、確認調査に取り組むことが必要と考えますが見解を伺います。

(3) 「特定外来生物の早期発見への取り組みについて」

これら二つの特定外来生物の共通項目として、重要なのは早期発見です。ナガエツルノゲイトウについては、川の中や普段あまり行かないため池などが、発見が遅れやすい場所とされています。桜については、河川や道路沿いに植えられていることが多く、桜が咲く季節以外は、近寄ってじっくり見るという機会があまりありません。したがって、どちらも発見が遅れることが危惧されますので、広く周知が必要と考えます。まずは関係機関や地域の関係者への研修や説明会の実施、そして、通報を受け付ける仕組みや通報後の対応フローなど通報体制などを整備しておくことが、早期発見と早期対応につながると考え、次の2点について質問いたします。

- ① 市ではチラシや市ホームページ等で注意喚起を行い、県への通報の方法について情報提供されていますが、より迅速な初動対応につなげるために、市が直接通報を受け付け、知識を取得した担当者が即時の現場確認や初期対応を行える体制整備が必要と考えます。また通報については、市の公式LINEアカウントに機能を追加し、市民が気軽に通報できるようにしてはいかがでしょうか。

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

(荒木 議員 通告書 5 枚のうち、5 枚目)

- ② 特定外来生物を担当する環境みらい部、直接的に関係する農都創造部、まちづくり部、観光交流部が連携して取り組むことが重要と考えます。庁内の横断的連携の構築が必要と考えますが、見解を伺います。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(稲山 議員 通告書 5 枚のうち、1 枚目)

NO. 個-14

令和 7 年 11 月 18 日
午前 10 時 33 分受領

令和 7 年 11 月 18 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 稲山 悟



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	戦後が永遠に続く平和な社会を願って
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長
<p>私たちが暮らす平和な社会は、戦争で亡くなられた多くの方々の尊い命とご遺族の方々のご労苦のうえに築かれたものであり、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に継承していくことは、今を生きる私たちの使命であると考えます。</p> <p>世界を見れば各地で戦争や紛争が続いており、人々の暮らしが脅かされ、平和は決して当たり前のものではないと改めて感じさせられる日々です。</p> <p>日本では戦争体験者の高齢化が進み、戦争の凄惨さを直接知る世代が減ってきているなか、地方自治体には若い世代へ記憶の継承をしていく責任があり、戦争の悲惨さと平和の尊さを継承していく取り組みは、今後ますます重要になってくると思います。</p> <p>丹波篠山市においては、平成 21 年 9 月 19 日に「非核平和都市」を宣言、平成 22 年 6 月 1 日に「平和首長会議」に加盟、平成 23 年度からは毎年度、「世界平和アピール七人委員会」の委員による講演会を開催しており、また、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会では戦後 70 年にあたる平成 26 年 8 月に「ささやま平和まっぷ 今こそ語り伝えたい 篠山の戦争遺跡」を発行され、さらに民間団体においても、平和を継承するためのさまざまな取り組みが行われています。</p>	

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

また、学校においては、修学旅行を貴重な学習の場として活用し、体験を通じた平和教育の充実に努め、戦争の悲惨さや命の尊さを児童・生徒が実感できるように、教育内容を工夫されています。

小学校では、広島への修学旅行において、事前に教科書などで訪問先の学習をしたうえ、広島平和記念資料館、原爆ドーム、平和記念公園での慰霊碑の見学、被爆体験者による講話、そして、事後の学習では、感想文やスライドの作成、校内での発表、学習発表会では劇などとして発表していることもあります。

中学校では、太平洋戦争末期、唯一の地上戦が行われた沖縄への修学旅行において、小学校同様に教科書などで訪問先の事前学習をしたうえ、平和祈念公園（平和の礎・島守の塔）、ひめゆり平和祈念資料館、ガマ（自然壕）の見学、戦争体験者や語り部の講話、そして、事後の学習では、感想文やスライドの作成、校内での発表、文化祭では劇などとして発表していることもあります。

そのようななか、戦後80年にあたる令和7年8月6日、丹波篠山市遺族会主催による初めての「平和のつどい」が開催されるとともに、平和首長会議の協力を得て、平和ポスター展が開かれ、平和の尊さを市民の皆さんに伝えることができたことは、丹波篠山市遺族会の皆様、担当部のご努力に心から敬意を表します。

丹波篠山市議会会派青藍会では、令和7年10月22日、米軍上陸の地・沖縄県読谷村を訪問してきました。

1945年4月1日、米軍が沖縄島の西海岸に上陸すると、読谷村波平区の住民の多くはガマ（自然壕）などに身を隠し、村内のチビチリガマとシムクガマに分かれて避難しました。

チビチリガマは沖縄戦において集団自決の惨劇が起こった場所として取り上げられることが多いガマであり、追いつめられた住民たちは自決を余儀なくされ、85人の人々が命を落としたとされています。

一方、シムクガマは、1,000人余の住民が避難していた大きなガマですが、こちらはハワイの移民帰りで英語のわかる住民の必死の説得によって、避難していた住民が全員自決することなく米軍に投降し、命が助かったと記録されています。

なお、沖縄戦で集団自決が起こったのはチビチリガマだけではなく、多くのガマで悲惨な出来事が起こっています。

私は、初めてのガマへの訪問であり、平和ガイドの知花昌太朗さんから、大変貴重なお話を聞かせていただき、地上戦が行われた沖縄の悲惨な歴史について、言葉では言い尽くせないほど多くのことを学ぶとともに、戦争を知らない世代ではありますが、二度と戦争を起こしてはならないし、戦後が永遠に続く平和な社会であるようにと願ったところです。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

そこで、今後の平和施策について、4点、ご提案させていただきます。

- (1) 戦後80年にあたる令和7年、丹波篠山市遺族会主催で初めて開催された「平和のつどい」について、遺族会のご意向も踏まえながらにはなるかと考えますが、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代へ継承するという観点から、次年度以降も継続して開催されてはいかがでしょうか。
- (2) 小学校での広島、中学校での沖縄への修学旅行を通して、丹波篠山市の未来を担う将来世代である児童・生徒は戦争の悲惨さと平和の尊さについて、大変多くのことを学んでいます。学習発表会や文化祭において劇として発表することもあるようですが、「平和のつどい」が継続されるのであれば、その場で発表してはいかがでしょうか。学校からの移動などでハードルが高いようであれば、事前に収録して映像を鑑賞してはいかがでしょうか。
- (3) 平成26年8月、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会が作成された「ささやま平和まっぷ 今こそ語り伝えたい 篠山の戦争遺跡」には市内24カ所の戦争遺跡が掲載されています。同協議会では発行後に開催されていたのではないかとと思いますが、改めて、同協議会と一緒に戦争遺跡を巡るツアーを開催し、「戦争の悲惨さと平和の尊さ」を継承する取り組みのひとつとしてはいかがでしょうか。
- (4) 丹波篠山市も加盟している平和首長会議では、2021年7月に行動指針「PXビジョン」を策定し、①核兵器のない世界の実現、②安全で活力のある都市の実現、③平和文化の振興の3項目を掲げています。なかでも、平和文化の振興については、毎年11月を「平和文化月間」と定め、民間企業や市民団体等にも働きかけ、この期間に「平和への思いの共有につながる取組」を実施することで、市民社会に「平和文化」を根付かせるとしています。すでに平和に関するさまざまな取り組みを実施している丹波篠山市ではありますが、平和首長会議の加盟都市として、毎年11月を「平和文化月間」とし、できることから取り組んではいかがでしょうか。

質問事項 2	生活道路における法定速度引き下げへの対応について
指定答弁者	市長 ・ 教育長

【質問の要旨】

3年前の令和4年6月28日午後3時半ごろ、千葉県八街市の最高速度の標識のない生活道路において、トラックが児童5人を死傷させる事故が発生し、歩行者や自転車の安全確保が国あげての大きな課題になりました。

改めまして、亡くなられた皆様方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様方に心からお見舞いを申しあげます。

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

国では、その後も痛ましい交通事故が後を絶たないとして、令和7年7月、中央線がなく、道幅の狭い生活道路での法定速度を現在の時速60キロから時速30キロに引き下げること盛り込んだ道路交通法施行令の改正を閣議決定し、令和8年9月から施行されることになっています。

一般道の法定速度は現在60キロと定められており、現行法では車と歩行者の距離が近くなる生活道路でも60キロで走行することが事実上認められていますが、実態に即した法定速度に制限し、歩行者の安全を確保する狙いがあります。警察庁は対象となる生活道路について、中央線・中央分離帯がない1車線の公道で、道幅5.5メートル未満のセンターラインや分離帯、道路の中央にポールなどがなく一般道を想定しており、新聞報道などによると、全国に約122万キロある一般道の7割が該当するとみられています。

中央線がある道路は引き続き60キロを法定速度とし、すでに規制標識がある道路は標識の速度を最高速度とするとしています。

改正理由として、警察庁の資料などによると事故時の車両の速度が時速30キロを境に負傷事故と死亡事故の割合が逆転するという結果が出ています。時速30キロを超えると死亡事故の割合が一気に増え、時速30キロまでなら運転手は飛び出しなどの突発事象に対応できるが、時速30キロを超えてしまうと交通事故で歩行者や自転車が致命傷を負う確率が急激に高まるとしています。生活道路での時速30キロへの引き下げは、こうしたデータを踏まえ、特に歩行者の多い生活道路では、痛ましい交通事故を防ぐため、事故による被害を最小限に抑えるために時速30キロの速度制限の導入が決定されました。

すでに、歩行者や自転車が安心して通行できる環境を整えるため、平成24年から、住宅地や学校周辺などの生活道路において最高速度を時速30キロに制限するゾーン30の制度があります。道路幅が5.5メートル以下の狭い道路では安全対策の遅れが課題とされており、狭い道路の多い住宅地や通学路といった生活圏での安全性を高めるために導入されました。区域によっては、通過交通（抜け道）を禁止する措置なども講じられ、地域全体で交通事故のリスク軽減を図っています。

兵庫県警察のホームページでは令和7年3月末現在、県内46警察署180区域で生活道路における速度抑制等を目的としたゾーン30等が実施されています。丹波篠山市内でゾーン30を実施している区域は6カ所あり、①魚屋町・二階町・呉服町・立町・北新町・東新町・西新町、南新町・小川町・風深で規制面積は70.0ha、②古市・不来坂・波賀野・波賀野新田・見内の18.6ha、③日置・曾地口・野々垣で42.0ha、④味間新・中野で8.0ha、⑤杉で9.6haと15.0haとなっています。

今回、生活道路において、最高速度が時速30キロに規制されることに際し、

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

市道の道路管理者である丹波篠山市は警察とともに交通安全対策を求められることとなります。

そこで、令和8年9月の道路交通法施行令改正に伴う現時点における丹波篠山市の考え方と計画について、4点、お尋ねします。

(1) 令和8年9月の改正に伴い、対象となる生活道路は何路線、何kmくらいあるのでしょうか。そのうち、市内小中学校等の児童生徒の通学路は何路線、何kmくらいでしょうか。

(2) ゾーン30の入口にはシンボルマークや標識が設置され、速度を抑制する効果があると言われてきましたが、現在、路面表示などは適切に維持管理され、その効果をどのように評価、分析されているのでしょうか。

そのうえで、今回の30キロメートル規制の拡大について、ゾーン30以外の多くの路線が対象になってくるわけですが、既存のゾーン30との関係はどうなるのでしょうか。

(3) 今まで標識がなかった一般道路において、新たに標識などを設置することもなく速度規制が変わったとしても、多くの方は認知できず、制限の効果も出ないと考えられ、ゾーン30のような路面標示なども必要ではないかと考えます。

対象となる生活道路の路線数や距離などにもよりますが、設置に要する財政面は大きな課題となり、一般的な周知や広報に加え、場所や現場に応じた取り組みも必要になるかと考えます。現時点における考え方や計画などをお聞かせください。

(4) 令和8年9月から始まる生活道路における30キロ規制への引き下げについては、ドライバーへの周知方法と一定の周知期間が必要かと考えます。すでに警察庁では周知ポスターが作成され、警察庁や兵庫県警察のホームページなどで広報されていますが、自治体においても、地元警察、交通安全協会、保護者会など関係団体を通じて、さらなる広報活動や周知活動が必要ではないかと考えます。今後、市民の皆さんにどのように広報や周知する予定にされているのかをお聞かせください。

(小島 議員 通告書 4 枚のうち、 / 枚目)

NO. 10 - 15
令和 7 年 11 月 18 日
午前 10 時 40 分受領

令和 7 年 11 月 18 日

丹波篠山市議会 議長 様

会派名

氏名 小島 政行



一般質問通告書

<input checked="" type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行について
指定答弁者	<input type="checkbox"/> 市長 ・ <input type="checkbox"/> 教育長

【質問の要旨】

少子化が進む中、丹波篠山市の中学校においても、生徒数の減少による部活動の存続が難しくなっている種目が増えてきております。部活動は、生徒の体力向上のみならず、仲間づくりや精神的成長にとって欠かせない教育活動であり、その継続性と質の確保は大変重要であります。

一方で、教員の長時間勤務が全国的な課題となる中、本市でも教員の負担軽減を図るため、地域連携や地域クラブ活動の導入が進められております。

しかしながら、市内各校での導入状況には差があり、地域指導者の確保や安全管理、活動場所の調整、保護者負担の増加など、いくつかの課題も顕在化してきていると考えます。

そこで、本市における地域連携・地域クラブ活動の現状と課題、そして今後の方向性について伺います。

兵庫県では、国が改革推進期間として定めた令和 5 年度から令和 7 年度の期間中に、市町組合において地域移行を進め、令和 8 年度からの実施を目標とする「兵庫県部活動地域移行推進計画」を策定しています。

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラ

- ※質問の要旨は、具体的に記載すること
- ※代表質問の場合は、会派名を記載すること
- ※極力、全文原稿を添付すること

ブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(令和4(2022)年12月)や文部科学省・スポーツ庁による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」(令和2(2020)年9月)を参考に、スポーツや文化芸術活動を通じた生徒の健全育成という観点から、県内公立中学校を対象とする学校部活動の地域クラブ活動への移行を進めるための計画となっています。

また、文部科学省では、学校の働き方改革の視点も踏まえた部活動改革の考え方を、以下のとおり示しています。

- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上、責任感や連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられている。
- ・生徒にとって、スポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会が得られるとともに、体力や技能の向上だけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会となっている。
- ・部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活の実現に寄与する。
- ・一方、部活動の設置、運営は法令上の義務ではなく、必ずしも教師が担う必要のある業務と位置付けられていない。
- ・休日の活動も含め、教師の献身的な勤務により支えられてきたが、長時間勤務の要因ともなっており、特に指導経験のない教師には大きな負担となっているとの指摘がある。

また、改革の方向性として

- ・今回の部活動改革は、公立学校の働き方改革の視点を踏まえ、教師の負担軽減を実現する内容とする必要がある。このため、公立学校を対象とした改革とするとともに、主として中学校を対象とし、高等学校も同様の考え方に基つき改革を進める。ただし、高等学校では学校の特色として部活動が位置付けられている場合もあるため、設置者の責任において教師の負担軽減に配慮した適切な指導体制を構築すべきである。私立学校についても、公立学校の取組を参考にしつつ、適切な指導体制の構築が望まれる。

※質問の要旨は、具体的に記載すること

※代表質問の場合は、会派名を記載すること

※極力、全文原稿を添付すること

- ・従来の部活動は教師の献身的な勤務により成り立っており、持続可能な部活動と学校の働き方改革を両立するためには、特に休日の部活動における教師負担の軽減が必要である。部活動は学校教育の一環とはいえ、必ずしも教師が担う必要はないことから、休日には教師が指導に携わる必要のない環境を整備すべきである。
- ・その一方で、生徒の希望に応えるため、休日に地域の活動として部活動を実施できる環境整備が重要である。教師の勤務を要する平日に行われる「学校部活動」と、休日に地域の活動として行われる「地域部活動」との連携を図りながら、地方自治体等において地域部活動の実施に必要な取組を進めることが求められる。

このように中学校部活動が大きな変革期を迎える中、国が示す「改革推進期間」が令和7年度で終了することを踏まえ、本市の中学校部活動の地域連携・地域展開の方向性について、市民の幅広い意見を聴き、市政に反映させることが重要であると考えます。

また、中学生時代のクラブ活動など多様な経験は、生涯にわたり人生を豊かに生きる力になると確信しています。その「種まき」の時期である中学生期を支える体制を、市民総動員で考えていくことが大切であると考えます。

つきましては、本市の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動の現状と課題への今後の取組について、以下の質問について市長および教育長のお考えをお聞かせください。

1. 国の方針として、中学校の部活動を地域へと段階的に移行する取り組みが進められ、本市でも、令和8年度の完全移行を見据え、準備を進めておられますが、本市における地域移行の基本方針と令和7年度・8年度に向けたロードマップについて、考えをお示しください。
2. 地域移行を進めるうえでは、指導者の確保、練習場所の確保、移動手段、経費負担、事故発生時の責任の所在、地域クラブ間の調整など、多くの課題があると考えますが、本市として特に深刻と捉えている課題は何か。またその課題に対してどのように解決策・支援策を検討されているのかをお聞きします。
3. 部活動が地域クラブへ移行した場合、丹有大会や県大会などの中体連主催

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(小 島 議員 通告書 4 枚のうち、4 枚目)

大会への出場資格をどのように扱うのかは、現場にとって極めて重要で、生徒や保護者の不安解消にも不可欠です。兵庫県中体連の最新の動向、県教育委員会との協議状況を伺います。

4. 生徒数の減少、教員の負担軽減、競技人口の変化を踏まえ、既存の部活動種目そのものを見直す機会にもなっていると考えます。時代に合った部活動の再編について、どのような考えを持っておられるのか伺います。
5. 本市の地域移行の成否は、受け皿となる地域クラブの形成にかかっています。その中心的な役割を担うと期待されるのが、丹波篠山市スポーツ協会です。これまでの協議内容、具体的に検討されているクラブ形態、会費設定や運営体制のイメージ、行政としての支援方針についてお聞かせください。
6. 本市の状況をよくご存知で、部活動地域移行に関する専門的知見を持つ兵庫教育大学の森田啓之教授をお招きし、教員・保護者・地域関係者向けの研修会や講演会を開催することは、大きな効果が期待できると考えます。教育委員会として、今後こうした講演会の開催を検討されるお考えがあるのか伺います。

※質問の要旨は、具体的に記載すること
※代表質問の場合は、会派名を記載すること
※極力、全文原稿を添付すること

(堀毛 議員 通告書 4 枚のうち、 / 枚目)

NO. 個-16

令和 7 年 11 月 18 日
午前 11 時 35 分受領

令和 7 年 11 月 18 日

丹波篠山市議会議長 様

会派名

氏名 堀毛 宏章



一般質問通告書

<input type="checkbox"/> 種類	代表質問 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 個人質問
<input type="checkbox"/> 方式	一括方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式

次のとおり通告します。

質問事項 1	本市の火災予防対策としての火災警報器の設置について
指定答弁者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 教育長
【質問の要旨】 <p>(1) 私は、本市の火災予防対策の取り組みの内、火災警報器（火災予防条例では「住宅用防災警報器」）の設置について、いくつかの質問と提言をいたします。</p> <p>本年もあと残すところ1カ月半を切りました。本日現在、令和7年の本市における火災発生件数は、17件です。これは、昨年の火災件数34件の丁度半分であり、2015年の最少記録17件に並ぶ少なさです。これは、ここ2年の火災件数の増加に鑑み、消防本部と消防団が火災予防活動に精力的に取り組まれた効果の表れだと思います。</p> <p>もちろん、火災は0件になるのが究極の理想ではありますが、こうなった以上、これから毎年の発生件数は、出来るだけ前年度を下回るよう、火災予防活動を実施いただきたいところです。私たち市民も、火の扱いには十分注意をし、特に最近、電気器具やコンセントが原因の火災も増えつつあるということですから、こまめにコンセントのほこりなどを除去し、火災発生を抑えることが大切です。</p> <p>しかし、万が一火災が発生したときは、いち早く気づき、初期消火や消防署への連絡により火災の拡大や延焼を防ぐことがとても大切になります。そして、いち早く火災を察知するためには、火災警報器の設置がどうしても必要です。</p> <p>本年、発表された本市の火災警報器設置率は、83.5%となっています。ということは、まだ、100軒中16軒以上が未設置の状態です。ちなみに、お隣の丹波市は92%、三田市は91%と9割を超える設置率となっています。また、全国地方自治体の設置率については、消</p>	

防本部管内ごとの数値が発表されていますが、設置率 100%のところ为数力所あります。本市も当面は 9 割越えを目標に設置の啓発をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そこで一つ、私から具体的な提案をいたします。

市内の自治会を対象にモデル地区を募集し、これに応募した自治会は、地元の消防団員等の協力を得ながら、自治会内の未設置住宅に火災警報器を取り付け、設置率 100%を目指してはどうでしょうか？ そして、その際の火災警報器の購入については、本市の「高齢者日常生活用具給付事業」における「火災警報器」助成条件である 65 歳以上や住民税非課税などを緩和して助成いただきたいと思います。予算もそう高額になるものではなく、火災早期発見のメリットを考慮すると、効果のある施策になるのではないのでしょうか。

(2)次に住宅密集地の火災警報器(伝建地区防災計画では「火災報知器」)についてです。

令和 3 年 7 月に発生した城下町地区の大規模火災から 4 年以上が経過しました。そして、それを教訓に始まった市内住宅密集地の「総合防火訓練」は、本年 4 回目が実施されたところです。

住宅密集地とは、古い木造住宅などが密集し、道路が狭く、火災発生時の消火活動が困難で、延焼拡大の危険性が高い市街地のことです。

市内には、篠山と福住の重要伝統的建造物群保存地区を含め 7 カ所の住宅密集地区があるとされ、いずれも火災予防対策は喫緊の課題といえます。

伝建地区については、それぞれ個別の「防災計画」が策定され、その中で火災報知器については、「建物で火災が発生したことを早期に周囲に知らせるため、グループモニター式もしくは個別火災報知器設置のどちらが効果的かを検討の上、整備する。グループの場合は向かい両隣か、自治会の隣保(組)単位を基本に検討する。」と記載されていますが、現状は、各世帯で個別式の設置となっています。ただし、設置からほぼ10年以上が経過し、更新時期を迎えています。個別式については、単独作動型と無線連動型があり、伝建地区の住宅の構造を考慮すると、無線連動型が良いのですが、購入費用がかなり高くなります。

一方、火元から周辺の住宅に一刻も早く火災を知らせるには、概ね4~5軒程度のグループモニター式が良いのではないかと考えますが、地域としての一体的な取り組みになることや設備費用が高額であることなどから、公的な助成がないと事業は進展しないと思われます。金沢市や岐阜県高山市・恵那市等の設置事例があり、公的助成は50%~90%と様々です。

伝建地区保存等国庫補助要綱では、保存地区内における建造物管理に必要な防災設備は補助対象事業とされています。これまで、まちかど消火器、消防ホースや まちなみに合う色とデザインのホース格納庫、さらには消火バケツなどが防災計画実施事業として整備されてきましたが、火災報知器については今後、伝建地区補助事業として実施が可能なのかお尋ねします。また、伝建地区以外の住宅密集地についても、防災上は伝建地区と同様の対応が必要であると考えますが、今後の見通しについてお聞かせください。

質 問 事 項 2	「歴史まちづくり法」の活用について
指 定 答 弁 者	市 長 ・ 教 育 長
<p>私たちの丹波篠山は、2つの日本遺産、ユネスコ創造都市、2か所の重要伝統的建造物群保存地区など、伝統に彩られた歴史と豊かな自然環境に恵まれ、丹波黒大豆、丹波栗・山の芋など多くの特産品や丹波焼の伝統工芸などを産し、日本の原風景のまちと呼ばれ、酒井市長は、「日本の中でも魅力が光り輝く日本の宝石といわれるまちにする」と宣言しました。</p> <p>しかし、このような数々の形容詞を併せ持つ丹波篠山をこれからも維持発展させていくのは、大変なことであります。財政が厳しい中、新たな事業に着手するのも やや慎重にならざるを得ない状況にあるのではないのでしょうか。</p> <p>ただ、その際に国のしっかりした助成があれば、事業の実施に向け、背中を押してくれる側面もあるのではないかと思います。</p> <p>そこで、私は、「歴史まちづくり法」を活用したまちづくりに取り組むことを提言いたします。歴史まちづくり法は、正式には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」で、その目的は、地域固有の歴史と伝統を反映した人々のいとなみと、そのいとなみが行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺地域が一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、それを維持・向上するためのさまざまな事業を助成することにあります。</p> <p>主な助成措置としては、①公共施設の整備、住環境の改善や電線の地中化など良好なまちなみ維持を支援する国の「街なみ環境整備事業」において、歴史的風致建造物の買取、修復等を補助対象事業に拡大。</p> <p>②城跡など歴史資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援する国の「都市公園事業」において、古墳、城跡等の遺跡やこれらを復元した歴史的建造物の修復等を補助対象事業に拡大。</p> <p>③地域の歴史文化等の特性を活かした個性あるまちづくりを総合的に支援する国の「都市再生整備計画事業」において、土塁、堀跡の整備をそれぞれ補助対象事業に拡大するほか、補助率の5%加算。</p> <p>④「日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業」における補助率 5%加算など、自治体事業への多岐に渡る助成措置があり、また、さまざまな国の補助事業において、優先的採択が担保されることからメリットは大きいと思います。</p> <p>この歴史まちづくり法の助成措置を受けるには、当該自治体で「歴史的風致維持向上計画(以下、歴まち計画 という)」を策定し、それを国に認定してもらう必要があります。</p> <p>「歴まち計画」は、その内容にかなりの分量が必要となりますが、作成に当たっては、地域に存在する城跡やまちなみなど様々な文化財を的確に把握し、それらを保存・活用するための基本的構想の存在、具体的には、「文化財保存活用地域計画」と「歴史文化基本構想」が必要とされています。本市は、すでに両方とも策定済みであることから、「歴まち計画」の作成</p>	

(堀毛 議員 通告書 4 枚のうち、4 枚目)

は、ことのほか順調に進むのではないかと考えています。

この「歴まち計画」の認定を受けることによって、例えば、篠山城跡の関係では、歴史文化施設 4 館の修繕に補助メニューが上がってくるほか、本丸・二ノ丸への景観を妨げ、堀肩の保存にも影響を及ぼす外堀斜面の樹木の伐採などが、この「歴まち計画」の補助事業として可能になると考えられます。

また、先ほど触れました伝建地区や住宅密集地におけるグループモニター式火災報知器の整備についても、「街なみ環境整備事業」など関係する補助事業の助成対象になるのではないかと期待しています。

この「歴史的風致維持向上計画」の認定を受けた自治体は、本年 7 月末現在で、丁度 100 市町に達し、京都、奈良、高山、鎌倉など著名な観光都市のほとんどが含まれています。本市の関係自治体では、犬山市と郡上市、また、伝建地区が存在する市町では 37 の自治体が認定を受けています。

近畿地区では、彦根市、長浜市、宇治市、堺市、斑鳩町、湯浅町など 15 の市町、ただ、兵庫県では、認定された自治体は、まだありません。是非、兵庫県の自治体として認定第 1 号になっていただきたいと思います。

以上、この場での質問といたします。